

平成26年

三重県議会定例会会議録

(11月28日)
(第26号)

第
26
号
11
月
28
日

平成26年

三重県議会定例会会議録

第26号

○平成26年11月28日（金曜日）

議事日程（第26号）

平成26年11月28日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志

41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
46	番	貝 増	吉 郎
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
49	番	山 本	教 和
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
(23)	番	欠	員)
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	竹内 望
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	高沖 芳寿
地域連携部長	水谷 一秀
農林水産部長	橋爪 彰男
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	西城 昭二
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	世古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森下 幹也
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	小林 潔
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	前田 光久
教育長	山口 千代己
公安委員会委員	山本 進
警察本部長	大賀 眞一
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員	岡	喜理夫
人事委員会事務局長	速	水 恒 夫
選挙管理委員会委員	落	合 隆
労働委員会事務局長	前	寫 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（永田正巳） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（永田正巳） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。32番 服部富男議員。
〔32番 服部富男議員登壇・拍手〕

○32番（服部富男） 皆さん、おはようございます。今日は11月定例月会議
トップバッターということで、今日の日を私にお与えいただきまして、議長
にも非常に感謝をいたしますし、会派の皆さん、そして、また、議員の先生
方にも感謝を申し上げて、質問に立たせていただきたいと思います。発言通
告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。
自民みらい会派、三重郡選出の服部富男でございます。よろしく願い
いたします。

質問に入らせていただく前に、今日は、地元三重郡の川越町、朝日町の議
員の先生方、そして、また、女性部の皆さん、青年部の皆さん、いろいろな
活動をしておられる方が、今日は知事の決意表明を再度この議場でどうして
も聞きたいというよりも、私の質問の応援に来ていただいているのかわかり

ませんが、しっかりと御答弁のほうをよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

まず、1番目でございますが、本会議11月21日の折に鈴木知事は所信表明を述べられました。その所信表明の中で、私、これはいい悪いということは評価いたしませんけど、ちょっと気になって教えていただきたいことがございます。

それは、ちょうど今、所信表明の書類をいただきました。その中に、知事の表明の中に、ベルリンフィルで指揮をとった佐渡裕さんのお言葉を引用されて、夢の扉というお言葉を言われました。実際に、いろいろな方にも多くの夢があろうかと思ひます。もちろん知事の大きな夢、そして、また、我々も、議員としての役目、そして、また、今後の夢を持って、今日、皆様こうして議場に集まっているのではないかなという思ひでございます。

実際に、再出馬の思ひ、非常に私たちも感銘を受けました。私も、議員の先生方は4年に1度の改選の時期を迎えます、私たちもしっかりと真摯に取り組ませていただいて、今後の4年間につなげていきたいなという思ひでもございます。同じ思ひを持った我々でございますので、今回、知事の夢の扉というものに対して、そして、また、強い決断を下された思ひ、お尋ねをさせていただきます。よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました。2点あったと思ひます。再出馬の決断の思ひと、それから、夢の扉という表現についての思ひ、そのあたりだと思います。2点申し上げたいと思ひますが、まず、再出馬の決断の経緯についてお答えいたします。

私は、11月21日に行いました来春の知事選挙への所信表明において、一つ、正念場への挑戦、二つ、人口減少の歯どめと人口減少下でも豊かで活力あるふるさとづくりへの挑戦、三つ、道半ばの課題解決への挑戦などの動機から、再度県民の皆様から負託をいただけるのであれば、引き続き県政の重責を担わせていただきたいと決意をいたしましたと述べさせていただきました。

これはいずれも、三重県の未来に思いをはせ、今後の三重県の発展のため、県民の皆さんの幸福実感を高めるため、それらへの挑戦を続けていこうと、粉骨砕身、全力を投じさせていただきたいとの思いで決意させていただいたということでございます。

夢の扉の意味するところについてのお尋ねであります。この表現につきましては、私たちの世代は、人口減少下においてでもこの愛するふるさと三重県が豊かで活力を持ち続けるための地域づくりという、これまで経験したことがない取組に挑戦していかねばなりませんとの文脈で申し上げました。つまり、先ほど申し上げた三つの挑戦のうち二つ目、人口減少の歯どめと人口減少下でも豊かで活力あるふるさとづくりへの挑戦の文脈であります。人口減少や様々な時代環境の変化の中でも三重県が豊かで活力を持ち続けるための地域となるように、時に県民生活において厳しい状況が到来したとしても、そこで暮らす県民の皆様が夢や希望を持って人生を歩み続けることができるようにとの思いを込めて、比喩的に申し上げたものでございます。

また、人口減少というととかく悲観的なことがイメージされますが、確かにこれまで経験のない状況ですので、想像がつかないという意味で不安になるかもしれないけれども、むしろ前向きな気持ちで、将来に夢や希望を持ちながら、県民みんなで手を携え前進していきましょう、そういうメッセージも込めて申し上げたところでございます。格段の御理解と御協力を賜れば幸いです。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） 御自身のお言葉でということ、本当は私は期待をさせていたでいていました。

鈴木知事の大きな夢、それに向かって我々も、この4年間一緒に、議員の先生方と、そして行政の皆さんで三重県づくりをさせていただいてきました。実際に多くの夢を持った状況の中で、今後につなげる、本当にあなた自身がこれは私の夢なんだというようなビジョンを今後の再選に向けて打ち上げていただきたいと思います。また4年間の継続が現実のものになれば、私たち

もちろん、4月にはここに立っているかどうかわかりませんが、しっかりとサポートをさせていただきたいなという思いでございますので、今日は質問の項目が多いものですから、またじっくりとお話を聞かせていただく場があるかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

2問目の、皇居にある三重県の木である神宮杉についてという質問でございますが、私、ちょうどこの11月8日なんですが、東京のほうに朝6時発で行かせていただいて、9時半ごろに向こうの現地について、というのは、現地はちょうど第24回全国消防操法大会が行われまして、ちょうど防災対策部長の稲垣司部長も現地のほうに来ていただいておりまして、実際に出場した、今回、菰野町の消防団、朝上分団が三重県代表で出場をさせていただいて、その応援に行かせていただいたわけでもございました。本当にありがとうございました。

実際そのときに、菰野町の議員の先生方、いろんな方とお会いをさせていただきまして、ちょうど皇居の一般公開が始まっているよというようなお話をいただきました。私も全然気がつかなくて申しわけなかったんですが、ちょうど菰野町議会の矢田議員とその会派の先生方が、その視察にこれが終わったら行くよというお話でしたので、午後から行かせていただいたのは皇居の東御苑でありました。

ちょうど、天皇皇后両陛下、傘寿のお祝いを迎えられまして、実際に東御苑の一般公開は100万人を超えるような状況の中で行われているということでございまして、おめでたいことだなという思いで行かせていただきました。初めて私も入らせていただいたんですが、ちょっと映写をさせていただきたいと思います。

(パネルを示す)これが東御苑の地図でございまして、ちょうどこの大手門から入らせていただいて、すぐ近くが、これが尚蔵館という資料を展示する特別展のあるところございまして、そこをずっと町議会の先生方と回ら

せていただいたときに、この赤丸のところなんです、ここに三重県の木である神宮杉が2本ございました。（パネルを示す）これが神宮杉の写真でございます。これは遠くから見たところなんです、実際にこの枝がこう、軸が真っすぐ行きます、この枝はほかの木で全然関係ないです、ここだけある。（パネルを示す）次に、これが、神宮杉の真っすぐ伸びた、これは伸びるのはいいんですけども、ここの枝が全部枯れてしまって、もう切ってしまった状況だということを宮内庁の方に聞かせていただきました。そうして、今にも枯れそうな枝がこのあたりにございます。

そうした状況を、私も東御苑を回らせていただいて、グループを組んで回るんですね、15人ぐらいを1グループにして、案内の方がボランティアでみえまして、ちょうどその前を通って、これが三重県の木ですよという紹介をいただきました。実際にそれを見たほかの県の方が、これ、枯れておると違うのというお話や、枯れそうやねということを言われました。私たち、菰野町議会の矢田議員と、議員の方も、これではいかんやろうと、一度一般質問というよりも、本来はお知らせ版で知事にお知らせをすべきだったのかもわかりませんが、三重県で、今日、テレビを見ておられる方が、ああ、神宮杉が皇居の東御苑にあるんだということを理解していただいて、やっぱりお示しすべきかなということで、出させていただきました。

実際に昭和43年に、全国の各都道府県が寄贈をされた。もちろん宮内庁に寄贈をされたわけでございますけれども、実際に管理は、今、宮内庁でございます。これから、例えばこの神宮杉の木をどういうふうな取り扱いをしていくのか、本当に心配されるところでもございまして、実際に私たちは、伊勢神宮という天皇陛下のお膝元のような神宮を、伊勢神宮がある県でございまして、実際に神宮杉が、近い将来、枯れてしまっている状況では、年間100万人の方がお見えになる可能性があるとの地域でありまして、特に天皇皇后両陛下が仲よく散歩をされる道のところだということも宮内庁の方に聞かせていただきました。

そういった中で、これからやはりしっかりと、三重の象徴の木でもござい

ます神宮杉の、もちろん管理というものは宮内庁がやっていたいでいるわけでございまして、それを三重県もしっかりと受けとめて、昭和43年ですので大分時間がたっております、そんな中で、これから、今後この神宮杉を我々の思いとして生かしていただきたいなということで質問にさせていただきました。これからどのような宮内庁との調査をし、そして、また、連携をとらせていただくのかといった思いで今日はお尋ねをさせていただきたいと思いますが、関係部長の御答弁、お願いいたします。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 皇居にある三重県の木であります神宮杉の管理について、今後、県としてどう対応していくのかというお尋ねでございます。

今おっしゃっていただきましたように、皇居の東御苑の二の丸庭園に都道府県の木がありまして、これは、昭和43年の皇居東御苑公開に際し、各都道府県から寄贈されたものでございまして、三重県からは県の木である神宮杉が植えられておりまして、宮内庁によって管理をされております。

宮内庁に私どもとして確認をさせていただいたところ、都道府県の木の中には本県の神宮杉以外にも、植栽後40年以上たつて、やはり環境の変化等の理由で生育状況がよくない樹種もあると、こういうふうなお話をいただきました。

今後なんです、宮内庁において二の丸庭園の再整備に向けて幾つか具体案を検討されているというようなお話を聞かせていただいておりますので、今後本県に対しても何らかの形で協力を求めてこられるということであろうと思いますので、その場合には積極的に県として対応させていただきたいというふうに考えております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） ありがとうございます。

ぜひこの神宮杉をいつまでも見守っていただいて、東京事務所の関係の方も、職員の皆さんも見に行っていたという事も聞いておりますし、しっかりと今後の対応をしていただきたいなというふうにも思います。枯れ

てしまったのでは三重県も本当に寂しい思いをするわけでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、次に、地震防災対策、3問目の質問にさせていただきます。避難所耐震化への支援についてでございます。

この質問におきましては、私も防災県土整備企業常任委員会の一委員でもございまして、委員がこうした自分の担当部署の質問をするということは申しわけございませんけれども、私も長野県の北部の地震の状況を見させていただきまして、テレビ等の放映も見させていただいて、私、やはり専門家の血が騒いできまして、ああ、これはいかんなど、もちろん直下型のマグニチュード6.0でしたか、やはり厳しい直下型が来る活断層の地震であったと、これは非常に状況も厳しいんですが、それはやはり耐震のほうをしっかりとやっていかなきゃいけないという思いで質問に立たせていただきました。

実際に地震は午後10時8分という時間帯でもございまして、もちろん皆さん、御家庭の中では眠りに入っておられる方もたくさんおられたのではないかなというふうな思いです。地震により全壊、半壊といったところで、この11月27日夕方6時の現在では、発表で人的被害が重傷10名、軽傷36名となっております。実際に奇跡的にも死者はなかったということで、本当によかったなという思いでもございまして、全壊、半壊、33棟全壊、半壊が60棟、そして、計777棟が被害に遭われました。本当にこの長野県北部の地震に、被害に遭われました多くの皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、少しでも早い復興、復旧を願うところでもございます。

テレビの中で、ちょうど2歳の男の子が瓦れきの中から救出をされました。消防隊の判断でしっかりとした救出劇があったわけでもございまして、もちろん消防隊、公助、そして、また、地域の本当に近くの方が共助というふうな連携をされて、本当にすばらしい、命が助かったんだなという思いで、私も見させていただきました。

実際に、この長野県北部というのは非常に、今、本当に寒さが厳しいんだろうというふうにも思いますし、そんな中で、集会所も被害に遭って壊れて

しまった、集会所が避難所に指定をされておった、どこへ行ったらいいのだというふうな形で路頭に迷われる方もたくさんあるんじゃないかなという思いで見させていただきました。借家だとか空き家を利用して一時避難所をつくろうじゃないかというような動きもあるようにも聞いております。実際に、地域の中の集会所だとか公民館とか、そういったものの避難所に指定をされているところは、やはり耐震化をしっかりとしていかなきゃいけないなというように思いでございます。

今、そんな被災された集会所だとか、そういったものの耐震化は本当にどうなっていたのかなと、本当に残念に思っております。集会所だけでも残っていただければ、皆さんがそこに集まれたらろうと、本当に残念でしょうがございません。

もちろん耐震化をするということは、建築士の方がしっかりと申請を出して耐震化をする。これは建築士が必要でございます。私も一級建築士の1人でございます、実際に、議員の先生方、中森議員、中西議員も建築士の方でもございます。実際に、三重県でも、建築士は本当に少なくなってきた状況、担い手がない、本当に建築士になろうという方が少なくなってきた状況はあるわけございまして、今年6月22日に通常国会において建築士法も改正をされ、品確法の改正もありました。やはり耐震化を進めるにおいて、建築士の責任というものが非常に強く打ち出されてきたわけでもございまして、今までにはいろんな事件もございました。本当に建築士の資格を失うような状況の方もたくさん出ておりました。

我々建築士は、やはり国家試験を受けてやるわけですね。国家試験がなければ、通らなかつたら、建築の設計は自分自身でできないわけでもございまして、私もそうなのですが、一級建築士を取りたい、取りたいという努力は夢に向かってやってきました。そして、取らせていただいて、たくさんの方に喜んでいただいた設計もございまして。

そんな中で、建築士法の改正とか、そういったものが、本当に耐震化を進めるにおいて官民一体のさらなる連携も必要ではないのかなという思いでお

りますので、どうぞまた、その点も強く意識をしていただいて、建築士、また、建設に携わるいろんな国家試験の方もたくさんみえると思いますが、実際に支援というものも含めて、県とそういうふうな団体が連携をとって進めていただきたいなど、そして、また、避難所の耐震化もしっかりと進めていただきたいなどという思いでございます。

学校だとか病院だとか、そういったところは当然耐震化が進んで、三重県でもほとんどのところが網羅されておりますし、そういった意味で、地域の集会所、公民館、そういったところはどのような状況で耐震化が進められていくのか、地域にとって本当に不安ではないかなというようなことでもございます。どうか関係部長の今日の答弁、しっかりと私も地域の皆さんの不安を払拭するためにも聞かせていただきたいなど、お尋ねをさせていただきたいと思います。お願いします。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） それでは、避難所耐震化への県の支援ということで御答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど服部議員からも長野県北部の地震の避難所に指定されていた集会所についての話がございましたけれども、避難所耐震化の重要性については私も十分認識しているところでございます。大規模地震に伴う強い揺れや津波から命を守るためには、まずは当然安全な場所に速やかに避難していただくというわけですが、そうやって生き延びた後に、さらにその命をつなぐためには、言うまでもなく、避難生活を送る避難所が、耐震化ができていなくて強い揺れで倒壊してしまつては、これは元も子もないということでございますから、避難所耐震化は大変重要です。

この避難所の耐震化についてでございますけれども、先ほどもちょっと御紹介がありましたけれども、県のほうの公共施設として避難所に指定されているのはほぼ100%耐震化が進んでおりますけれども、公立のほうの公民館等につきましては、それぞれの市町に国の交付金等を活用していただいて、耐震化をお願いしているところでございます。しかし、そうした制度から抜

け落ちてしまう、先ほどあった集会所等、そうした部分につきましては、市町が、例えば自治会等が所有する集会所等を避難所として指定してその耐震化整備を行うという際には、県におきましてそのすき間を埋めるべく地域減災力強化推進補助金の対象としておりまして、その取組を支援しているという、そういう仕組みになってございます。

以上でございます。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） ありがとうございます。

集会所なんかはやはり、地域の中で避難所に指定された場合、本当に身近な存在であってほしいと思いますし、安心・安全といったところで非常に役立つ施設でもございますので、そういった、今、稲垣防災対策部長の御答弁、本当に地域の皆さんの、区長はじめ自治会長も非常に喜んでおられるんじゃないかなというふうな思いでございます。ありがとうございます。

それでは、時間もございませんので、4番目の地域防犯課題への対応についてに移らせていただきたいと思います。犯罪の未然防止策ということでお話をさせていただきたいと思います。

これは、今年のちょうど8月25日でございますが、三重郡朝日町で中学生の少女が殺害をされました。本当に朝日町にとっては衝撃が走る事件でもございました。本当に寂しいことでございます。ですが、やはり、結果、地域の方がそういうふうな形で関与していた、本当に二重の苦しみを、今、朝日町は1年間してきたんじゃないかなというふうな思いです。

ちょうど町制60周年を今年の10月17日に朝日町は迎えられました。そういった中で、この8月の夏祭り、サマーフェスタも自粛をする、実際に町民挙げて喪に服そうじゃないかと、行政と、そして、また、町議会の皆さんとの決定の中で、粛々とこの1年を暮らしてみえました。私もたびたび、朝日町にも、議会のほうにも行かせていただいて、いろんな多くの御指導、そして、また、要望等もいただきました。

今回、知事の1対1対談は、年に1度、29市町の首長と絶対に行うという

ことで、今までに、平成23年から始められまして、計112回を迎えておられます。ちょうど10月27日に朝日町の田代町長と1対1対談をされましたね。そのときの事項書というのは、私たちにはいただけるものですから、それを今日は見せていただいたんですけども、そのときの対談項目の中で、防災力の強化、そして、防犯対策の強化についてということでお話をされました。

そして、1カ月後に、11月14日、川越町役場において、川越町の川村康治町長と1対1対談をされ、そのときの項目としては、広域避難所について、これは、9月21日にも朝日町、川越町が合同訓練を実施されておりますし、ちょうど稲垣防災対策部長も来ていただいて、本当に指揮をとっていただいているような状況でございました。そして、また、2項目、朝明川河川整備計画について、これは本当に土砂が堆積して大変です。もちろん菰野町の朝明川から流れ、菰野町も非常に堆積土砂が多いんです、それがやはり川越町に流れていく、これは本当に危惧するところでございます。3項目、三重県の子育て支援について、そういったお話を対談された中で、やはり地域の声、112回をいろんな中で、これはという思いが知事にもあられるような項目があるかというふうに思います。

実際に、今回の朝日町の昨年的事件、県道沿いの防犯灯が本当になかった、もちろん行政と自治体が実際に防犯灯は設置をするというのが、これは決まりのような状況でもございますけれども、実際に三重県が、すぐに知事が動いていただいて防犯灯をつけてくれた、本当に朝日町の皆さん、喜んでおられたわけでもございまして、これは特別に、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例でこれを対応していただいて、知事が早く解決をしていただいたこと、本当にありがたく見させていただいているわけでもございます。

そんな中で、朝日町には交番がありません。そして、駐在所もなくなってしまいました。これは、以前には派出所があったということを知っておるんですけども、県警の、やはり警備に対する広域化を目指すといった体制によって、川越町と朝日町の統合をすることで、交番が川越町の豊田一色のほうに移って、そして、また、朝日町を、警備の網羅をしているという

ような体制をとっていただいているわけでございます。

朝日町も、町民の皆さん、そして、また、田代町長、どのようなお話をされたかは、私は聞いておりませんが、実際に防犯についてということでございますので、そういったところもお話をされたのではないかなという思いでございます。急激に朝日町も川越町も人口が増えております。実際、この10年間、朝日町は人口が、10カ年計画の、10年ほど前、そのときの計画は、人口が6000人ぐらいになるだろう、7000人を切るんじゃないかというような状況が計画案の中にも出ておりました、予想がですね。それが、今は1万人を超えて、実際に、川越町も朝日町も子どもが、本当に出生率が県一番になりました。そういった意味で、子どもたちの支援ももちろん川越町長は言われたんだと思います。

実際に多くの課題が、今、三重県全域でございます。そんな中で、やはり犯罪を未然に防いでいくのには何をしたらいいか。もちろん、交番や派出所があることは抑止力にもなります。犯罪をしようかなというような人には抑止力になります。ですが、最後は、実際に町民の皆さんの、夜、いろいろと警備をしてみえる方もたくさんございます、そんな中で、私はやはり防犯カメラというものは非常に重要ではないのかなということを感じました。

私、菰野町に在住しておりまして、すぐ近くで、ちょうど半年ぐらい前でしたか、コンビニが強盗に襲われまして、実際に、防犯カメラ、これはもちろんそのコンビニがつけている防犯カメラを見て、そして、捜査をしていただいた。本当に私の家から、100メートルぐらいしか離れていない地域のコンビニだったんです。実際に4カ月後ぐらいに逮捕されました。その方は、私のすぐ、500メートルぐらい離れたところのマンションに住んでおられました。

本当に身近にこういうふうな犯罪が起きること、実際にその捜査に当たっていただいた、四日市西警察署の皆さんの努力、本当にうれしいなという思いで安心をしたわけでもございまして、そんな中で、やはり捜査の中で実際に防犯カメラはどう生かされているのか。全国でいろいろと犯罪が起きると

きに、まず防犯カメラを、実際にその画像を解析する、これが本当に一番最初の初動のことじゃないのかなということでございまして、そういったところで捜査をしていくことによって犯罪者につながって、そして逮捕する、安心・安全というものはそういったところにもあるのかなという思いでもございました。

この対談を受けて、非常にいろんな課題はあろうかと思えますけど、三重県全体のしっかりした警備、それを、やはり知事も、今後、県民の命を守るためにもしっかりと対応していただけたらありがたいなということで、今日は質問をさせていただきました。

実際に交番や派出所は、非常に予算もかかります。交番や駐在所。派出所という言葉はもうないみたいで駐在所。そして、防犯カメラを県全域につけるのには非常に予算もかかろうかと思えますし、そういった意味で、やはり知事と県警本部長との間の中で、しっかりと防犯を考えていこうじゃないかというようなお願いを私はさせていただきたいなという思いでもございます。

実際に県警の広域警備や計画、それもしっかりともう一度見詰め直さなきゃいけない状況かもわかりませんし、もちろん県警が計画をすることに關しては大きな予算もかかります。そんなときに、どうかまた、知事の決断の中で来期にしっかりと対応していただきたい、このように思いますので、知事の御答弁、何かございましたらよろしくお願い申し上げたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、犯罪の未然防止における防犯カメラの設置のための支援について答弁させていただきます。

まず、先ほど議員も触れていただきましたが、昨年8月に事件が発生してから1年余が経過しておりますけれども、改めて寺輪博美さんに心から哀悼の意を表したいと思えますし、御遺族の皆さんにお悔やみ申し上げたいと思います。

みえ県民意識調査におきまして、犯罪や事故が少なく安全に暮らせている

と実感している県民の方、これは61.5ポイントで、実感していない県民の方が31.7ポイントでございますので、実感している方のほうが上回っておりますけれども、例えば北勢地域は実感しているという層が全体より5.1ポイント低かったり、県全体の20代の人だと実感していない層が7.6ポイント高いとか、こういう地域や年齢によって実感には差があるという現状であります。

私としましては、全ての県民の皆さんが暮らしにおいて大きな不安や戸惑いを抱くことがないように、また、最近では、DVやストーカー、つきまといなどの事案が県全体で過去最高の件数となっている、そういうようなことなどにも鑑みまして、来年度の経営方針案で特に注力する取組として、急速に拡大している県民の日常生活に潜む脅威から県民を守るための取組や被害者を支援する取組を掲げたところであります。

県におきましては、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例の中で、県も責務をしっかりと果たしつつも、自らの安全は自らで守るという意識も県民の皆様にも持っていただくとともに、地域社会が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちを実現することも目指しております。

このような考えのもと、自主防犯活動を担う人材育成のためのリーダー養成講座や、防犯意識高揚のための安全安心まちづくり出前講座、安全安心まちづくりフォーラムなどを開催することにより、地域ぐるみで地域の安全を守る環境づくりを推進してきたところであります。

県としましても、防犯カメラは、犯罪の発生を抑止し、地域の安全確保を図るための有効な手段の一つと考えております。防犯カメラの設置、運用に当たりましては、まず、その防犯効果をしっかりと発揮できる場所に設置するということが大事であるとともに、一方で、地域住民の理解とプライバシーの保護への配慮なども必要であります。そのため、県としましては、全ての県民の皆さんが不安なく安全・安心に暮らしていけるための第一歩として、これまではなかったのですけれども、防犯カメラの設置、運用に関するガイドラインを策定するということに取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、市町等の防犯カメラ設置への補助につきましても、12県ほど他県でやっておりますので、その実施状況等を調査研究していきたいと考えております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうも御答弁ありがとうございました。

三重県も防犯カメラの設置条例等も含めて御検討いただきたいなということでございまして、四日市市が今の設置条例について来年4月1日に施行されるということでも聞いておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ちょっと時間がございません。すぐに次の項目に移らせていただきたいと思っております。

次は、5項目の農地集積など地域取組への支援についてでございます。

農地集積につきましては、ちょうど後ろにも今日は来ていただいております朝日町の議員の先生方が本当に進んで農地の振興に携わられたということで、実際に平成23年から、町議会の4名の、4地区の方、代表が出られて、そして、担い手の方4名が一緒になって農業の活性化推進準備会をつくれ、そして、また、平成24年度からは町議会が町農政のあり方をテーマに議論を開始されました。

私も町議会のほうに行かせていただいたその折に、議員の先生方から、朝日町は今まで産業の町、東芝といった大きな企業があったので、それで進んできた、だけど、やはりこれからは農業をしっかりと整備していかなきゃいけないんだ、何とかならんかなというようなことを、私にも要望がございまして、担当部署の農政の担当、後藤課長って名前を出していいのかわかりませんが、農林水産部のほうに働きかけをさせていただいて、担い手育成課の後藤課長が来ていただいたわけでもございまして、朝日町の農地を見ていただいて、そして、多くの町議会の先生方との全員と話をされて、これからどういうふうに進めていこうかというようなところを協議されたわけでもございました。

実際に現地調査の中では、朝日町の集団転作は県内でもいち早く、昭和の時代から行われているということ、そして、あやひかりという品種で、伊勢うどんの材料としても隣の川越町の製粉会社で小麦粉に加工された朝日町のあやひかりが使われているということで聞かせていただきまして、本当に今までの昭和時代からの実績がそういった形で伊勢のほうまで行っているんだなという思いで驚いたわけでもございまして、実際に朝日町農地の将来ビジョンづくりに向けての地産地消をベースとした将来の農業ビジョンづくりとか、経営所得安定対策を活用した水田農業の担い手づくりとか、農地集積、そういったものをしっかりとわかりやすく説明いただいたわけでもございまして、朝日町の町議会の先生方がしっかりと汗をかいていただいて、本当に相当汗をかいていただいて、朝日町の農業の振興に力を入れて取り組んでいただいたわけでもございます。

そんな中で、この映写を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これは、朝日町農業振興事業により集積されたモデル水田ということで、朝日町の小向地区の写真でございます。そして、（パネルを示す）次の写真は、これも同じような状況でございますが、埋縄地区のモデル水田の状況でございます。農地集積をされた田んぼがこうして穂をつけている状況でございます。これ、次に移っていただけませんか、もう一枚。もう一枚移っていただいて。ちょっと調子が悪いみたいですね。もう結構でございます。

それで、移っていただけませんか。（パネルを示す）それでは、私が読んであれします。

朝日町と三重県の担い手の農地集積状況なんですけれども、実際に平成24年の実績でいきますと、あれですね。もうこれは結構です。次のほうを出していただきたいと思います。

次のほう、農地集積の一覧表なんですけど、（パネルを示す）29市町の表が出ております。そんな中で朝日町は、認定農業者等集積面積というものが40ヘクタール、そして、集落営農集積面積37.5ヘクタール、集積面積合計が77.5、本当に小さな町ですので農地も本当に少ないんですが、ほかの市町と

比べると本当に小さなところでやっておられるのはよくわかっていただけるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そんな中で、農振農用地、これが67ヘクタールしかありません。その集積率が115.7%まで上がっている。これは、担い手の方が実際に、ほかの四日市市だとか川越町だとかいなべ市だとか、そういったところまでしっかりと対応をした結果、100%を超えた状況であります。

そんな中で、やはり県がしっかりとプロデュースといたしますか、後藤課長の農林水産部の方がしっかりと対応していただくこと、これが本当に朝日町の議員の先生方とのタイアップによって、そして、朝日町の行政とともに築いてきた結果ではないのかなというようにも思いますし、これが本当に県職員によるプロデュースではないかなと。

プロデューサーというのは本当にいろいろとございます。私も美し国おこしのプロデューサーで、いろいろと知事とも対峙して、いろいろと質問をさせていただきました。そんな中で、しっかりと対応は、県の職員の皆さんの汗も一緒ににじんだような状況の中で、こうして朝日町が農地集積率のトップになった、そういった意味では、ほかの28市町にとって、しっかりと対応が広がっていくんじゃないかなという思いでもございまして、どうかまたその辺のところの県によるプロデュース、プロデューサー、よろしく願いを申し上げたいと思います。

そこでお伺いをするんですが、朝日町のように農地集積率が一定進んでいる地域において、さらに効率的な農業経営を実現させていくためには、どのような取組を進めていければよいか、お聞かせをいただきたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 農地集積が朝日町のように進んでいる地域について、これからさらに効率的な農業経営を実現させていくために、どのように進めていくのかというお尋ねでした。

本県ではこれまで、担い手となる農業経営体への農地集積を進めるために、集落等を単位とした地域農業者の合意形成を図りながら、市町であるとか地

域のJA単位の農地利用集積円滑化団体、また、農業委員会による農地の受け手と出し手のマッチングの取組を進めてきたところです。

農地集積の推進に当たりましては、農業経営体への農地集積が進んでいる市町であるとか地域の取組を周辺地域に参考事例として示していくというのが非常に効果的でありまして、県内で最も農地集積が進んでいます朝日町の取組というのは、モデル事例の一つとして評価をさせていただいているところでございます。

一方、こうした地域においても、実際に現地の状況を調査しまして、農業経営体ごとの管理農地を地図上に色分けするなどの分析をしてみますと、農業経営体ごとの集積農地が比較的分散している状況というのがわかってきましたので、今後さらに農業経営体単位に農地の集約化を進めていくことによりまして、生産コストの低減であるとか生産物の品質向上などの余地がまだ残されているのではないかというふうに考えています。

このため、県としましては、農地集積が進んでいる地域におきましても、研修会の開催であるとか集落座談会等への県職員の派遣などを通じまして、地域農業の将来ビジョンづくりであるとか農地利用計画図の作成に向けた話し合いを支援させていただくとともに、調整が図られた地域におきましては農地中間管理事業などを活用しまして農地の集約化を進めていきたいと考えています。

さらに、こうした先行する地域のノウハウを県内の他の地域に水平展開させていただくことにより、効率的な農業経営の実現につなげていきたいというふうに考えております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） ありがとうございます。

やはり農地集積を利用して、地籍調査とか、そういったところもしっかりと対応できていくんじゃないかなという思いで私もおりますので、その点、またよろしく御指導いただきますよう、お願いしたいと思っております。

もう時間がございませんので、あと2項目ございます、次の6番目の伊勢

湾口道路計画についてということでございます。

ちょうど9月定例会月会議におきまして、9月29日、本会議で、伊勢市選出の中川正美議員が伊勢志摩の地域活性化についてのところで、再質問というふうな形で伊勢湾の架橋の問題を質問されました。

実際にこの計画は昭和42年10月から始まって、いろんないきさつの中で、地域高規格道路、全長90メートルの候補路線まで建設省が指定をしておきながら、ちょうど平成20年、打ち切りというような状況でございましたし、三重県でも平成23年9月18日に、三重県版事業仕分けにおいて不要と判定をされたことでございます。

私も知事の答弁を聞かせていただきまして、私も答弁書も見させていただきました。伊勢湾口道路に関する動きがあった場合には速やかに対応できるよう、今後も引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えておられるということを御答弁いただいたわけでございます。私はそれを受けまして、私個人でもございますけれども、広島県と愛媛県を結ぶしまなみ海道、それを視察させていただきました。

実際にしまなみ海道というのは、1945年に、あの島の地域に、ちょうど昭和20年ぐらいになりますか、そのときに船舶が通ったときに、そこで沈没をしてしまった、そして、400人にも上る方がそこで亡くなられたというのを契機にして、地域では架橋問題の運動が始まったわけなんです。そして、それが、昭和20年が始まりで、昭和40年ごろにしっかりとした形で動き出してきたわけでもございまして、実際に1970年の昭和45年に本州四国連絡橋公団ができて、1975年、工事が開始をされ、2006年、全線が開通をしたということでございまして、そのしまなみ海道の映写をさせていただきたいと思えます。

(パネルを示す) 全長70キロメートル、広島県の尾道市から愛媛県の今治市までのところでございまして、10本の橋がございまして、六つの島をめぐって通っている地域でございます。実際にこれはサイクリングコースもございまして、世界のサイクリング大会の開催もされたようでございます。こ

の10月26日ですか、ここで世界から集まった8000名が競技をされました。

次に行きます。（パネルを示す）ちょうど私、写真を撮ってきました。これは多々羅大橋という橋でございます、実際にこうしたワイヤーで引っ張った姿、これは鳥が羽を広げたような状況であるということで、皆さんから象徴されておる橋でございます。この橋は本当にきれいであれですので、今、映写を見ていただいた橋、実際に総工費70キロメートルで7000億円かかっておるということでもございまして、本当にその当時は瀬戸大橋の事業も出ておりました。四国に3本の橋を渡そうという大きなプロジェクトもございました。今回の伊勢湾口道路も国家プロジェクトの高規格道路のところでもございまして、総延長でいくと非常に長い延長線、ちょうど110キロメートルぐらいあるんですかね。静岡県の東名高速道路の三ヶ日インターチェンジまでがジョイントしていくということで、湾自体、渥美半島との中は20キロメートルぐらいだというふうにも確認をしております。

そこで、ちょっとこれを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これは、今、離島架橋の問題でいろいろと要望があり、今まで非常に多くの方が質問されました。実際に4年前、その当時、鳥羽市選出の亡くなられました中村勝議員が、一生懸命に離島のところに架橋を架橋をということを何度も訴えられたのを、私も議場で拝見させていただきました。本当に熱意ある質問をされて、実際に厳しい中においても彼はしっかりとした対応をしてくれと願っていたところでもございまして、赤いラインは、これを伊勢湾口道路、こういうふうにラインをつけたんですが、鳥羽から渥美半島までは約20キロメートルなんですね。実際にこういうふうな、私が描いただけですから、私、総理大臣じゃありませんので、これでやろうかという問題でもございません。実際にそうした思いを、我々も、議員も持ち続けなきゃいけないのではないかなという思いでもございます。

ちょうど12月2日に、その遺志を受けまして、鳥羽市から出ている中村欣一郎議員が離島架橋の問題を1時から質問されると思います。その点、しっかりとこれを、離島架橋の問題でまた質問しますので、よろしくお願いを申

上げたいと思います。

そして、（パネルを示す）これは、ちょっと見てください。その当時、伊勢湾口道路、橋がもうここにかかっています。これはホームページからとってきたんですが、これが仮想の、こういうふうに渥美半島から伊勢志摩の鳥羽までこういう橋がかかるんだよという想像ですね。こういうふうな計画があったわけでもございますので、その点は非常に、もう終わってしまったというよりも、今、凍結されているような状況の中でしっかりと、やはり鳥羽の皆さんの夢をかけて、そして、また、地域全体の夢に向かっての要望に対しても、知事独自も、もちろん行政の皆さんと私たち県議会も一緒になって、もう一度思い切って手を上げるような状況も考えていただきたいなという思いで、私は質問させていただきます。

知事、御答弁をよろしくお願い申し上げたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢湾口道路につきましてでありますけれども、仮にできた場合の産業振興や、災害の代替補完機能ということについての期待とか役割というものは十分認識しておるところではございますけれども、今後の県としての動きにつきましては、先般の答弁の繰り返しになって大変恐縮でございますけれども、伊勢湾口道路に関する国の動向を注視しながら、新たな動きがあった場合には関係各県や市町等と連携し対応していくというようなことでさせていただきたいというように思っております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） 少し残念な御答弁をいただいたわけでございますが、やはり夢の扉というものは、例えば国が動き出さなければ実際に県は何もしないのかな、国が動かそうというふうな気持ちを、これからは私たち三重県全体が国を動かさなきゃいけないと私は思いますので、これは個人的なあれですが、やはり待っていても扉はあかないんですから、しっかりと対応していきたいなという思いでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

時間がなくなりまして、これを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）次の7問目の学校施設環境整備についてでございます。

これは、三重県が取り組んでおりますPM2.5を実際にはかる建物でございまして、これはちょうど金額でいくと1400万円ぐらいなんですけど、それを三重県は24カ所、25カ所ぐらいですかね、今、全県で配置をして、PM2.5の測定をしていただいております。そして、また、本当に何分間に1回、そのPM2.5の情報を提供していただいているわけでもございます。

（パネルを示す）ちょうどこれ、今あります、この青く塗ったところがPM2.5のところでございます。ここの赤いところがちょうど川越町の南小学校のところでもございまして、ここにも今の建物が建っております。川越町の皆さんの今のPM2.5が飛来していく状況を瞬時にはかるということでございまして、そんな中で私は、今求めるのは、やはりそういったPM2.5だとか黄砂が中国からどンドン、どンドンやってくる。中国の習近平さんは、2030年までCO₂を削減しないというふうにもオバマさんにも対談をされました。

やはり実際に、今、子どもたちに、これ、どんな影響があるのか、PM2.5に対して、我々はわからないところがございます。体に入ったら溶けてしまって、本当にどこへ行ったかわからない状況の中で、見えないわけですから、そんな状況を、私は高校生の皆さんも、夏の本当に熱帯のところ、最高温度、7月は37度から38度まであるんですね。そういった状況を私は、高等学校は県主体でやるわけでございますので、そういったところのエアコンをしっかりと対応して、PM2.5、黄砂やいろんなものに対して、体に影響がないように努力をしていかなきゃいけないと、そういったことを要望させていただいて、もう時間がございません。どうかまた、教育長、その点を、もう時間が切れましたので、よろしく訴えさせていただいて、お願いさせていただいて、質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（永田正巳） 9番 東 豊議員。

〔9番 東 豊議員登壇・拍手〕

○9番（東 豊） 皆さん、おはようございます。

一般質問、11月28日金曜日11時からということで議長の許可をいただきました。通告のとおり質問させていただきたいと思いますが、今日は、枕言葉、ちょっと今、隣の大久保孝栄議員と話していたんですが、何ですかねと言ったら、私は紀北町出身ですが、海山に種まき権兵衛の里というのがあります。当時、ふるさと創生事業の1億円を使いまして日本庭園というのをつくったんですね。その庭園が今、まさに錦秋の候というぐらい錦に輝くもみじが見ごろを迎えているというのを、これ、枕言葉にしたいなど。今日、よろしく願い申し上げます。

三重県ははじめ日本全国でもみじ狩りが盛んな季節、こんないい季節に登壇をして質問させていただき、しかし、中身は非常に厳しい質問をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

品格を尊び、気概に富む会派鷹山の一員としまして一般質問させていただきますので、どうぞよろしく、知事はじめ執行部の皆様、明快な御答弁をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

第1点目でございますが、この春から、日本創成会議の増田さんのレポートから、人口減、消滅集落というような言葉がもてはやされた以降、本当にマスコミを含めて、我々地域の者も、日本国民全体も、そして、今、まさに総選挙が始まろうとしているわけですが、その中でもいろんな取組課題の中で大きく取り上げられるのが人口減対策についてということで、このことを1問目にさせていただきます。

今年6月24日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2014、いわゆる骨太方針の中に、デフレ脱却と経済再生の次に乗り越えなければならない最大のハードルとして人口減問題の克服が位置づけられています。50年後も1億人程度の人口を保つために抜本的な少子化対策を進め、人口減と低成長の悪循環を断ち切る必要があると強調しています。

政府が骨太の方針で人口減対策に本格的に取り組むのは初めてだと多分思います。そして、人口減と高齢化の流れを変えるのは難しく、効果が出るのに時間がかかるため、2020年には急激な人口減の流れを変えなければならないと指摘をし、抜本的な改革を進めるべきだと強調もしています。

1人の女性が生涯に産む子どもの数、合計特殊出生率ですが、1.41、2012年ではありますが、人口を維持するための2.07を下回っています。アメリカの1.93やフランスの2.0との差も大きく、骨太の方針では合計特殊出生率の数値目標は示されていませんが、政府内では、早期に合計特殊出生率を回復させなければならない、これは最近1.8ということで目標を定めているようですが、女性が育児をしやすい環境を整えるために、社会保障や税制など、あらゆる分野で制度を見直すとしていて、具体的には国の予算を出産や教育にこれまでよりも重点的に配分し、特に第3子以降の子どもを産み育てやすくするとあります。

長時間働くことが当然となっている今の働き方の見直しも含め、特に男性の働き方を見直し、育児や介護にかかわることのできるような環境を整えて、出産や育児に伴う女性の負担を減らすことで、低迷している合計特殊出生率を高めるといふ狙いがあるんだと思います。

少子化対策は、お題目だけではなく、安心して子どもが産める産婦人科の医療体制の確立と、核家族化している中での出産、産後、育児、子育てという中で、施設の整備も含めて国や地方自治体のサポートや支援がさらに進まない、ますます子どもを産んでもらえなくなるのではないかと危惧をしているところです。

そこで質問なんです、人口減少における自然減対策、つまり少子化対策についてお尋ねをいたします。

妊娠、出産、そして産後、育児、子育てといった流れの中で、切れ目のない支援体制の整備を計画されているようですが、母子保健事業の中で最も手薄となっている病院から退院した後の産後ケアですが、今年取り組んできたことと、三重県では取り組んできたと思うんですが、それから、これから取

り組もうとしていること、来年度に向けて具体的な中身についてお尋ねをしたいというふうに思います。

特に、産後間もない時期は母親の体調も不安定で、育児不安や育児ノイローゼ、ひいては育児放棄、虐待などといった事例が見受けられます。今月に入ってからも各地をにぎわせるような非常に悲しい事件が多発しておりますが、特に産褥期の過ごし方がその後の育児生活を大きく左右すると言われております。これらについて御答弁をいただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔西城昭二健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） 少子化対策について御答弁いたします。

まず、今年を取組状況と今後の方針についてお答えいたします。

本県では、今、抜本的な対策に取り組まなければ手遅れになってしまうという危機感のもとに、少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけまして、今年2月に策定をいたしました三重県地域少子化対策強化計画に基づき、子ども・思春期、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた課題と現場のニーズを、地方目線、当事者目線で洗い出して、働き方や機運の醸成とあわせまして切れ目のない取組を進めております。

これまで取組が手薄であった分野にも着手しておりまして、例えば、中学生や高校生に対し妊娠、出産に対する医学的に正しい知識を伝えるライフプラン教育の推進のほか、結婚への支援、あるいは男性の不妊治療や不育症治療への助成などに新たに取り組んでおります。

7月には三重県少子化対策推進県民会議を設置いたしまして、来年度から5年間の中期的な計画として、結婚、妊娠、子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重を目指した三重県子ども・少子化対策計画、仮称でございますが、の策定を進めております。

あわせまして、県民の皆様が、出逢いたい、産みたい、育てたいという三つのスイッチを押し、希望に向かって一歩踏み出せるように、「みえ・たい

3・スイッチ」と名づけまして、機運の醸成を図っているところでございます。

中でも、夫の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高いと言われていたことから、男性の育児参画についての意識を高めるため、みえの育児男子プロジェクトの取組に力を注いでいるところでございます。

また、議員御指摘の母子保健の分野におきましては、担当大臣も視察に訪れていただくなど、全国的にも注目を集めております名張市の取組のように、フィンランドのネウボラを参考にした、地域における妊産婦・乳幼児ケアの体制づくりを県内に広げるべく取り組んでおります。今年度はその一環といたしまして、支援を必要とする妊婦を市町が把握できるよう、妊娠届出時に行うアンケートの調査項目の統一を進めるとともに、市町におきまして妊産婦や家族の支援を行う母子保健コーディネーターや育児支援ヘルパーなどの人材育成を行っております。

来年度に向けましては、経営方針（案）で引き続き重点テーマとも位置づけられておりまして、策定中の三重県子ども・少子化対策計画におきまして、必要性和優先度が高く、今後5年間で集中的に取り組むこととしております重点的な取組を中心に、引き続き切れ目のない対策を進めていくこととなります。

二、三申し上げますと、出会いの支援として、年内に設置予定のみえ出逢いサポートセンターを拠点として、結婚を望む人への情報提供や、市町、団体等へのアドバイザー派遣などの支援を行ってまいります。また、男性の育児参画の推進として、みえの育児男子プロジェクトを継続するとともに、自然体験を通じて子どもの生き抜く力を育む親子向けキャンプの取組などを進めていきたいと考えています。さらに、切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実といたしまして、全ての妊産婦やその家族が相談や支援などのサービスを受けられ、安心して子どもを産み育てることができるよう、市町で活動する人材の育成に加えまして県の専門性を強化し、地域の強み、弱みを踏まえた、地域の実情に応じた体制づくりをしっかりと支援していきたいと考えて

おります。

続きまして、2点目に御質問いただきました産後ケアについての取組でございます。

産後ケアは、産院退院直後、体調が回復しておらず悩みや孤立感が高まる時期の母親に対しまして、医療機関や助産所の空きベッドなどを利用して、沐浴やスキンケアといった赤ちゃんのケア、乳房のケアや精神面のケア、授乳の指導、育児サポートの情報の提供などを行うことで、安心して子育てができるよう支援するものです。

退院直後の育児がつらく孤独に感じられると、次の子づくりにマイナスの影響を与えていることから、この時期の母親に対するケアを行うことは少子化対策としても重要であると考えております。

我が国では、産科を退院してから予防接種や乳児家庭全戸訪問事業が開始されるまでの産後一、二カ月くらいの母子保健サービスが、他の時期に比べ希薄である、薄いと指摘されております。全国では幾つかの先進的な取組が始まっておりますけれども、本県でもこの間の支援として産後ケア事業に取り組む市町への補助制度を今年度創設いたしまして、津市と名張市で取り組んでいただいております。津市では11月に事業を開始したところ、既に2件の利用があったというふうにお聞きをしております。

こうした取組をあまねく県内に広げていけるように、7月に三重県産婦人科医会と連携をいたしまして、県内の産婦人科と助産所を対象に産後ケアの実施意向調査を行いました。その結果、宿泊型で13、通所型で16、訪問型で18の施設から実施の意向が示され、これを受けて、幾つかの市町では来年度からの事業実施に向けて動き始めています。一方、調査時点では、宿泊型、通所型、訪問型のいずれについても受け入れ施設のない地域があることがわかりました。

県といたしましては、今後、産後ケア事業の実施状況等を報告する機会などを通じまして、事業への理解を深め、実施市町及び協力いただける医療機関等の拡大に向けて働きかけてまいります。また、受け入れ施設のない地域

につきましては、市町の施設等を利用した通所型の事業や助産師による訪問型の事業の実施、あるいは子育て経験者やシニア世代の話し相手による相談支援など、地域の実情に応じた実施方法についてもあわせて市町と検討してまいります。こうした取組を通じまして、県内のどの地域におきましても産後ケアが受けられるよう、市町と連携して体制の整備に努めていきたいと考えています。

以上でございます。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 御答弁いただきましてありがとうございます。

予想よりもしっかりと御答弁いただきましたので非常にほっとしております。

モデルケースとして津市と名張市がやっていたらっしゃって、実績が津市が2件あるという報告をいただきまして、よかったなど。ひょっとしたらモデルケースで利用者がいないんじゃないかなとちょっと心配していたんですが、来年度以降、ぜひ利用したい人が潜在的にかなりいらっしゃると思うので、PRをぜひしていただきたいということと、それから、あまねく29市町の方々に格差なく利用ができる体制というのも市町と協力しながらやっていただきたいというふうに思います。

ただ、ちょっと心配なのが、今言ったように少子化は、特に産後ケアは手薄だったので母子保健もやりますと言いますが、このたび消費税の引き上げが、来年の10月なのが1年半延びたということもあって、少子化対策の部分の予算の確保について、もし来年度の状況を何かキャッチしているのであれば、いや、ちゃんとこれはできますよと、今どういう見込みなのか、その辺、通告はしていないですが、お考えがあればお答えをいただきたい、少子化部分だけはぜひ確保したいと政府は言っているんだと思いますが、県としての情報、対応策があればお聞かせをいただきたいと思います。

○健康福祉部子ども・家庭局長（西城昭二） ちょうど増税見送りといった話が出てまいりましたときに、私ども、知事と一緒に国のほうに提言活動に

行っておりました。その際に、もしこういう状況になったらどうなるんでしようということで厚生労働省の担当課長にもお尋ねをしましたけれども、何とかやりくりをして、来年度からの、特に私ども、子ども・子育て支援新制度の本格施行も4月に控えております、そういったことに支障がないように取り組むというお答えをいただきましたので、そういう方向で進めていただけるものと、私としては確信をしております。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） ありがとうございます。

明確な御答弁で、本会議の場であります、知事もうなずいていらっしゃるしますので、一緒の御答弁かと思っておりますので、このところはぜひ確保していただいて、利用者にはこういう制度がありますということで使っていただいて、明日の三重県の少子化対策につなげていただきたいというふうに思います。

原稿をたくさん書いたんですが、その中で一つだけ言いたかったのが、もう一つだけ言います、それは、今、三重県に住んで三重県で出産をしてという話になるんですが、他出をしている人、つまり里帰り出産なんですが、里帰り出産は数多くあると思うんですね。数多くあるんですが、非常に三重県としては、子育てについては、自然も豊かだし、人もよし、食べ物もおいしいところ、子育てには非常にいいところだということをぜひPRしていただくということも、行政としては、やがて都市部へ帰っていくんですけども、この短期間であっても子育てしやすいというイメージをぜひ持っていただいて、やがてUターン、U・I・Jターンにつなげていただければというふうに思います。それはちょっと再質問でしたかったことです。

次の質問の項に参ります。

次に、人口減における社会減対策についてであります、つまり流出防止策について、具体的な中身についてお示しいただきたいというふうに思うんです。

先月発表されました県の経営方針（案）によりますと、「『みえ産業振興

戦略』の具現化に向けた取組や南部地域の活性化など若者の働く場の確保、移住・定住の促進及び交流人口の増加に向けた取組を進めてきたが、」、「新たな視点も加えながら、人口減少克服という課題にしっかり対応していく。」とありますが、具体的にはどのようなことかお尋ねしたいんです。

人口減対策につきましては三重県経営戦略会議で既に何回も会議をされているところですが、学ぶ、働く、暮らす、この三つの視点で若者の流出を防ぎ、県外からの移住、定住を促進するために県としてとるべき対策について、幅広く大局的な御議論や御提案をいただいているところではありますが、今の時点で一定の方向性があれば、現時点でお答えをいただきたいというふうに思います。

私は、大事なことは、地域から人を出さない、都市部へ学生や就職で人を出さないということが第一だというふうに思います。その次に大事なことは、一旦出ていったとしても必ず戻ってくる、U・I・Jターンで帰ってくる、帰ってくるための施策をどうするかというこの二本柱が非常に大事であるというふうに思うんです。そんなことを質問させていただきますので御答弁をよろしくお願い申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 社会減対策について御質問がございました。私のほうから答弁させていただきたいと思います。

議員のほうからも御紹介いただきましたように、三重県経営戦略会議で昨年度から3回連続でこの人口の社会減について議論をしまいましたが、また、これまでも社会減への対応ということでは、雇用確保のための産業振興策に加えて、南部地域活性化の取組や若者の就労支援など、個別の施策としては従来から取り組んできましたが、流出傾向に歯どめがかかっていないのが現状です。このことから、従来の取組に加えて、これまでも申し上げてきました、学ぶ場、働く場、暮らす場など、幅広い視点からの対策が必要だと考えております。

その意味で、私どもも今、議員がおっしゃっていただいたことと非常に同

意でありまして、まず、流出を減らすというようなことでは働く場と学ぶ場だと思っておりますし、戻ってくるというようなことを強化するためには、それも働く場と暮らす場ということだと思っております。その具体的な対策としては、今の、特に学ぶ場、働く場、後に答弁いたしますが高等教育機関の部分について、これまでほとんどと言っていいほど手がついておりませんでしたので、そこにしっかり注力していきたいと思っております。

一方で、そこで、まず、くしくも国のほうでまち・ひと・しごと創生法でも示されているように、社会減にどう立ち向かっていくかというのを、地域ごとの総合戦略をつくれというようなことを言っていただいております。そういうことで、我々としても、社会減の取組は行政だけで歯どめをかけることは無理で、県民や市町、企業、地域、教育機関など全ての関係者が一丸となった総力戦でありますから、その関係者が統一感なく動くのではなく、目指すべき方向を共有し一体となって取り組むべきというふうに考えておりますので、その総合戦略の策定を早急に進めたいというふうに思っております。

そこで、具体的なことのひとつとしまして、高等教育機関のことについて申し上げたいというふうに思っておりますけれども、大学進学時に約8割の学生が本県では県外に流出しております。県内の大学に、では、入れるのかということについての収容力を示す指数も全国で低位に位置しております、県内の大学が高校卒業者を受け入れる基盤は極めて弱く、大学進学時の県外流出が社会減の多くを占めておることから、高等教育機関に係る施策が社会減対策として重要でありますので、先般、県内高等教育機関の長と知事との意見交換会を立ち上げまして、学ぶ場の観点から議論を行っております。

その中で、県内高等教育機関の魅力を向上させるというようなことで、大学コンソーシアムなどの教育機関の連携の強化、あるいは、県内の高校生や、あと、重要なんですけどその保護者が県内の高等教育機関の魅力をもっと知ってもらうための方策であるとか、高等教育機関の定員増につながる取組、あと、高等教育機関でないけれども、学ぶ場の魅力ということで選択肢を増やすという観点から、県立工業高校などにおける専攻科の設置など、あらゆる

る側面から、学ぶ場の充実強化、こういうものをしっかり調査検討を進めていくということが重要であると考えております。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） ありがとうございます。

知事の御答弁の中に、大学コンソーシアム、ここにちょっと資料があります。（パネルを示す）これは通学者の部分です。これは資料をお手元に皆さん配られていると思うので、見れば一目瞭然で、県外へ流出している。この時点でもこれだけの、1000人と1万2000人ですから10倍以上、比較されるとあるわけです。ですから、これすらもまず一つは施策として、位置づけとして必要なのではないかなというふうに思います。

そして、高等教育機関につきましては、例えば世界の大学、有名大学があって、MITというのは非常に大きいわけですが、分校をつくっているんですね。東南アジアだったか、インドネシアだったか、あの辺だと思うんですが、そういう時代に今なってきています。大きい大学であれば世界を股にかけた連携を、教育機関として三重大学は取組の一環があるかと思いますが、そんなことの誘致というんですかね、そういう誘致の考え方というのは、三重県としては、知事としてはお持ちになっているかどうか、ちょっと短くお答えいただければと思います。

○知事（鈴木英敬） 今おっしゃっていただいた海外の大学の分校など、サテライトキャンパスなどの設置というのは重要な選択肢だと思っています。ですので、まだその具体的な案件がこれこれこれがあるというところまでは行っていませんけれども、私が海外ミッションに行った際には、三重大学とともに様々な大学を訪れ、そことの連携を強化しているというのは、まさにそういうことも含めて何かいい取組ができないかという思いもあってのことと御理解いただければと思います。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） ありがとうございます。

せっかく海外にいらっしゃるので、しかも三重大学と連携をしながら行っ

て、ほかの大学も一緒だと思うんですが、ぜひ取り組んでいただく、一つの選択肢として、そうすると逆に三重県に大学生が戻ってくる可能性が十分ありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、小項目の3番目ではありますが、限界集落の対応というテーマでございます。

平成21年3月に県政の中長期的課題と題した報告書があります。その中に、三重県において、平成19年度に人口減少社会について基礎的な調査を既に実施しているわけです。その結果を踏まえて、平成20年度は、中山間地域などにおける超高齢化地域、つまり65歳以上で高齢化率が50%を超える地域のあり方をテーマに、市町とともに県内の実態を把握し、今後の対応方向を検討したとあります。

平成17年の国勢調査では、高齢化率50%以上の集落は県内で95地区あったんですね。しかし、その後5年後ですが、国勢調査でいきますと58地区増えて153地区という報告がされています。そして、来年度はいよいよ国勢調査の年になるかと思うんですが、これは200地区を超えるのではないかと個人的な予測をしているわけですが、そんな状況の中にあって、その対策について、つまりこの報告書が出た5年間、県としてどのような取組を行ってこられたか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

〔森下幹也地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（森下幹也）** お尋ねのありました、いわゆる限界集落の調査の結果を受けて、南部地域活性化局としてどう対応したのかということについてお答えをさせていただきます。

先ほど議員のほうから御紹介がありましたように、平成20年度に実施しました「超高齢化地域のあり方」調査の結果、地域の担い手が不足し、共同財産の維持管理でありますとか自治会の運営等が困難になっていること、その一方で、大半の住民の方は地域に住み続けたいと考えていることなどがわかりました。

このため県では、この調査結果を過疎対策などの参考にしますとともに、

集落が維持され、地域に住み続けたいという住民の方の意見が多かったことから、集落機能の維持、再生に向けた住民主体の取組を支援する集落支援モデルの構築事業を開始し、大学等と連携して、今年度までに七つの市町で取組を進めてまいりました。

このうち、高齢化率が60%を超えている尾鷲市早田地区では、近隣の九鬼、三木里、三木浦の3地区とともに、慶應義塾大学の学生が平成24年、25年と地域に入りまして、住民の皆さんと話し合いを行ってまいりました。その結果、地域の製品を使ったお弁当を定期的に販売する笑顔食堂というのが開設されまして、地域の方々が主体的に運営がなされております。

早田地区では、地域の方々がこれまで様々なことに取り組みまして、大学との連携でありますとか国や県の事業も活用しながら小さな成功を積み重ねてこられました。その結果、現在、御夫婦を含め11名の方が移住されております。地域の高齢化や人口減少の度合いが緩やかになるという成果が生まれたと考えております。

今後の取組でございますけれども、集落機能の維持、再生につきましては非常に息の長い取組が必要であると考えておりまして、こういう取組の中で市町がノウハウを蓄積し、モデル地域以外の地域でも取組が進められるよう、引き続き県として支援を行いまして、地域の元気につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 答弁いただきましてありがとうございます。

県全体の超高齢化社会での対応というよりも、どちらかというと南部とほとんどリンクした形の施策に引き継いでいるという感じでお答えをいただいたので、でも、それで効果があるかどうか、やらなかったらどのぐらい減ったか、やったからこれぐらいでとどまったかというのは非常に難しい話だとは思いますが、引き続きこれはぜひ取り組んでいただきたい。

人口減少社会という言葉じゃなくて、集落支援という部分で、俗に、買い

物難民であるとか医療難民であるとか、そういう言葉が使われたりしますし、集落に、そこに住み続けたいという気持ちを、どんな形でもいいからそこに住みたいという形なので、ぜひ願いをかなえるということが一つ、それから、もう一つは、ちゃんとした調査の上に立って、集約をどうやってこれからしていくのかと、コンパクトシティという言葉があるようにどうやって機能割合、分担をするのかと、この二つがやっぱり必要だと思うんですね。それは、三重県としては二つ目の提案もあわせて必要だというふうに思っていますので、よろしく願いを申し上げます。

2番目、大項目、三重県の今後の造林事業の方針についてというふうに書かせていただきました。1カ月前ですが、総括質疑で少し申し上げたんですが、そここのところで申し上げ足りなかったところを一般質問の場でということで用意をさせていただきました。三重県の今後の造林事業の方針についてであります。

森林整備加速化・林業再生基金事業で、間伐メニューが平成25年度末で廃止されて、一気に林業関係者の森林の将来に対する不安が増幅いたしました。特に優良な尾鷲ヒノキ材を有する尾鷲地域でも、多くの方々から御意見をいただいております。

9月には自民みらい会派の青木謙順議員の一般質問でも取り上げておられました。豊富な森林資源を有する三重県の造林事業について、間伐だけの問題ではないというふうに思います。地ごしらえして植栽、下刈り、間伐というような保育を全般、そして主伐をする、そして再生産をしていく。主伐をすることによって利益が上がってくるものを投資していくという林業本来のサイクルがなくなってきた。もう既になくなっていきます。適正な手入れが進まずに荒廃し、そんな森林がかなり多くなっているのが現状であります。

持続可能な産業として、林業従事者の安定雇用を確保するという面からも、30年先あるいは50年先を見据えた造林事業に対する施策が必要かと私は思うんですが、お答えをいただければありがたい。

林業のサイクルは、50年、60年サイクルあるいは70年サイクルで一巡する

わけですが、そんな長い林業経済の中の一つの施策としていろんな形があらわれては消えていくわけですが、施策全般は長い視野が絶対必要な産業振興でありますので、この辺を視野に入れて御答弁をいただければと思います。よろしく申し上げます。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 今後の造林事業の方針といいますか、長期的な目で見て取組をとというようなお尋ねでございました。

県ではこれまで、国の補助事業、特に造林事業を中心に活用させていただいておりましたし、今おっしゃっていただいた森林整備加速化・林業再生基金事業というの活用させていただいたところです。これによりまして間伐等の森林整備を中心に進めてきたというところですが、平成25年度限りで森林整備加速化・林業再生基金事業の中で間伐事業のメニューが外れたということがありまして、その後、今年度は国の補助事業、造林事業等を中心に最大限に活用して間伐を進めているというところでございます。

このような中、本県では人工林の多くが本格的な利用期を迎えているという状態にありますので、搬出間伐に加えまして、より素材生産量を増大させる、おっしゃっていただきましたが、主伐のほうを促進させるということが非常に重要なことというふうに考えております。

一方、日本の住宅建築様式の変化などもありまして、木材に対するニーズは、これまでの高品質な木材から、一般材であるとか合板、チップ等へシフトしてきているということもありますので、木材価格はかなり低迷をしております。採算面からなかなか主伐が進まないという状況でございます。

こういうことを受けまして、その主伐後の再造林、植林のことをおっしゃっていただきましたが、再造林について、木材生産にかかる経費を抑えられる低コストな造林、これを一定森林所有者等に提案をさせていただき、これまでの林業経営に対する意識の転換を図っていくということが重要なことというふうに考えております。

具体的には、その森林所有者等の伐採意欲を喚起しながら、植栽から育林

までの林業のトータルコストを抑えるというような取組として、通常の半分程度の本数を植える低密度な植栽を一つ提案したいなというふうに考えております。

また、今年度県が実施した製材工場への意識調査によりますと、県産の原木は供給が不安定で、買いたいときに必要な量が確保できない場合があるなど、使いにくいというような声もいただいているところです。このため、製材工場の求める規格であったり量に合わせまして、木材を山のほうで伐採して製材工場等へ直送していくという、そういう新たな流通の仕組みづくりも考えたいというふうに思っております。

さらに、この11月には県内初の木質バイオマス発電所が稼働しました。これまで使い道のなかった木の根っこに近い部分とか先端の部分が、その需要先が確保できたというようなこともありますので、あわせて、中心となる建築用のA材とかB材とかいっていますが、こういう木材部分の需要拡大が求められているということになります。

本県の人工林の約半分は50年生を超えておりますので、その主伐を促進することにより、太い木材の生産拡大が見込まれるだろうということがありますので、設計業者であるとか建築業者等に積極的に働きかけを行うことなどによりまして、これまで県産材が余り利用されていなかった一般住宅のはりや桁、また、商業施設の内装などへの利用拡大に向けて取り組んでいきたいなと思っています。

持続可能な林業を実現していくために、こうした川上から川下に至る森林所有者や素材生産業者、森林組合、原木市場、製材工場、建築業者などの取組を一体的に進めたいと考えておりますけれども、あわせて、これら取組を担っていく人材の確保、育成という部分が重要になってくるかなというふうに思っております。これらと並行し、例えば高校生を対象にした林業職場体験学習の開催などにより新規就業者の確保を進めると。また、高性能林業機械の操作研修であるとか、主伐を促進していきますと架線集材の技術者なんかもかなりこれから不足してくるのではないかということで、そういう架

線集材作業の現場研修、こういうことも行いまして、若手林業技術者の育成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

こうした取組を総合的に進めまして、人口減少が進む山村地域の雇用を創出し、地域の重要な産業である林業の活性化を図っていきたいというふうに考えています。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） ありがとうございます。

時間の関係で、本当はもっと聞きたいところがあるんですが、一つは、主伐を促進させるということが全部経済として成り立っていく、その部分で、では、どうするのかという施策をぜひ取り組んでいただきたいのと、それから、短期で予算がつけたとかついたらとかという話ではないということも、これは二つ目にやっぱりしていかなければいけないというふうに思います。それから、新たな消費拡大を、ぜひ大型の公共施設なんかで木材をどんどん使っていただきたい。それから、クロス・ラミネーテッド・ティンバーと言われる新しい合板、それを三重県でつくって売っていけるようにすると、カスケード利用とか元返し利用だけじゃなくて、もっと新たな消費拡大が生まれるんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

いよいよ大きい項目の3点目であります。知事の所信表明を受けてということで、南部地域のビジョンについてということでお尋ねをしたいというふうに思います。

三重県では東紀州対策局というのが以前あって、今は南部地域活性化局に名前を変更し守備範囲も広がったということ、これは知事の御意向もあつたということだと思いますが、活性化に取り組んでこられました。答弁は短く言ってくださいね。南部地域活性化基金の今までの取組状況と、それから評価をどう捉えているのかということをお教えいただきたい、報告いただきたいということが1点ございます。

南部の課題の抽出と、それから施策についてですが、細かい抽出もありま

すし細かい事業もあるんですが、ざくっと知事にお聞きをしたいのが、いよいよ2期目を目指して来春の選挙戦に臨まれるわけですが、正念場というふうに御発言いただいているわけですが、南部の正念場についてお心あるところをビジョンという形で、ビジョンというと、マニフェストと言ったりとか、あるいは宣言とか言ったりしますけれども、こういうことで考えていますよということを知事御自身の言葉としていただければというふうに思います。

いずれにしても、少子・高齢化は、日本は世界のトップランナーであります。この課題は、特に三重県では南部がトップランナーであります。特に熊野市なんかは高齢化率50%ですね、集落別にデータをとりますと。そういうことを解決するというのが、私は三重県に課せられた課題であると、それはやがて世界から評価をされるというふうに思うんです。

価値観の転換ということをよく言われますが、田舎で住むという価値は、今までの価値でははかり得ないものが新たな創造の地域社会になっていくのではないかというふうに思うわけです。そんな意味を込めて、少し言ってしまうですね。

例えば、私は、南部の課題は農林水産業だというふうに思いますし、観光というこの二つの部分を成長できるというふうに思っています。知事はどう考えるか、そこにはまず何が必要かということも、私は自分としてはこういうことをすればいいということは思っていますが、それも今申し上げますが、一つはやっぱり人材育成です。

例えば、いろんな形で今、南部地域活性化基金で人づくり事業とか担い手事業とか、農林水産部でもいろんなことでおやりになっている、あるいは、総務省でやっていらっしゃる地域おこし協力隊とかJICAがやっている事業、外への事業の内向け版だと思うわけですが、それからインターンシップの制度であるとか、早田の漁師塾であるとか、それから農林水産省で田舎で働き隊!とかというのものもあるわけですが、あるいは、市町独自に農業体験、林業体験、漁業体験とかやっていらっしゃる、NPOでもやっていらっしゃる、私自身もNPOでやってきましたが、これらを一つの人材育成機関とし

て県南部に設置をするというのか、形づくるというのか、そういうことをぜひお考えいただきたいというふうに思います。

(パネルを示す) このパネルは、最後に、これは三重県内の高等教育機関の話ですが、これはさっき言った学ぶ場というところであるわけですが、このパネルを見て、津に集中している教育機関、それから、一番南であっても皇學館大学、周りは鳥羽商船高等専門学校とあるわけですが、私どもの身近であると松阪大学、三重中京大学に変わったんですが、松阪女子短大から松阪大学になってといういきさつがあるんですが、それがなくなりました。南に何も無いわけですね。

地元で高校を卒業して、例えば地場産業に直結するような、何か職業訓練というのか、あるいは専門学校というのか、そういった機関があればいいと私は思っているんです。それが人を輝かせることができるし、希望も持つことができる、もちろん経済的な負担も軽減できるわけです。下宿させるのに一月幾ら要るかということになるわけです、通わせるのにですね。そんなこともあるので、そういう視点で南部ビジョンをお語りいただきたいというふうに思うので、よろしく御答弁をお願い申し上げます。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) 今、御質問、2点あったと思います。1点は南部地域活性化基金の評価、それから、2点目は今後の南部地域の取組、ビジョンというようなことであったと思います。

1点目の基金の評価でありますけれども、若者の雇用の場の確保、定住の促進などを通じて南部地域の活性化に資するということによって創設しまして、これまで全市町の取組、延べ13事業を支援してきたわけでありまして、その結果、複数市町の主体的な取組によって、従来の圏域を超えた新たな連携が生まれ、その連携が次なる事業展開につながるなど、南部地域が一体となって連携して取り組む仕組みの構築が定着しつつあるというふうに考えています。

個々の事業の評価もさることながら、先ほど議員も平成22年の調査の話で

おっしゃいましたが、コンパクトにしていくということとネットワークでつながっていくことの重要性をおっしゃられたと思いますけれども、この南部地域活性化基金が、最初はいろいろ賛否ありましたが、連携ということをしつこくやり続けた結果、ネットワークをつくってやっていくという意識が今まで以上に定着したんじゃないかということは、この基金の手法として評価されるべきだというふうに思います。

一方で、額的な充実の問題であるとか様々な今後の事業の中身ということについては、まだまだ道半ば、改善を重ねる部分も必要だと思っておりますので、今後もしっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の部分につきましては、まさに何が必要なのかということについて、私は人づくりと答えようというふうに思っておった、本当に、本当ですよ。本当に思っています、それは私のみならず、森下局長以下南部地域活性化局のメンバーも、南部地域活性化局ができてからこの3年間、地域に足を運ぶ中で最終的に出てきた答えは、森下局長以下みんな人づくりでありました。私自身もそう思っていました、今、議員から御指摘があったようなトータルのワンストップ的な部分についてのところまでまだ及んでおらず、それぞれの事業についてもっと、むしろ即戦力的な、こういう働く場における人材育成的なところにどっちかというところと焦点がありましたので、先ほどの議員の御指摘も踏まえて、今後さらにそういうところを深めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、この南部地域活性化プログラム・基金というものは、私が知事になる前に南部地域に足を運ばせていただいて、自らの足で、自らの耳で、自らの目で感じ取ってきてやる必要があるというふうに思ってきたものでありますから、この3年7カ月の経験も踏まえまして、さらにリニューアル、充実していけるように思いを込めて取組を進めていきたいというふうに思っております。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） ありがとうございます。

人づくりと答弁を用意されたということで、私の意のあるところを酌んでいただいているわけではないというふうに思うんですが、ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。

先ほど見せたパネルにつきましては、学校、高等教育機関は、これは人口が減るから仕方ないなど、ただ、コンパクトであってもちゃんとそろっているということはぜひ必要なので、仮にそういう約束はできないにしても、折に触れて、マサチューセッツ工科大学のサテライト校を三重県に誘致するよりも、三重県南部に職業訓練校、あるいは、実践に、産業に直接関係した、例えば1次産業から6次産業までつなげていくにはどういう企業が、人材が必要なのかということも焦点を当てて機関の設立を、具体的に熊野とか尾鷲とかといろいろあるわけですが、その辺を視野に入れて取組をいただきたいというふうに思います。

そして、あと9分ですが、私は任期4年間の県議会議員をさせていただきながら、つぶさに県執行部の方々の働き、十分に一生懸命活躍していらっしゃるとは思いますが、県民の目から見るともうちょっと頑張ってもらいたいというような思いがやっぱりあると思うんですね。でも、知事はそういう意味では頑張っているなど、筆頭に。それにやっぱり心が打たれる部分があると思うんですが、最近、こういう本を読んだんですね。

それは移住のための本ですが、タイトルは忘れましたが、人生の大事な選択をするのの一つ目は何かというと、何か想像していただければいいんですが、職業だということですね。どういう仕事をするかという選択が第1番に来るんだそうです。2番目に来るのが誰とするかということですね。つまりパートナー、あるいは伴侶と言ってもいいわけですが、誰とこの人生を選択していくのかと。この1番、2番が非常に人生にとって大事なことだということは今まで言われてきたけれども、これからは3番目の選択肢が大事になってくるということですね。それは、1番、2番よりもひよっとすると上になるかもしれないということですね。それは何かというと、どこでするかということです。つまり住む場所です。

たまたま知事も、県外でお生まれになって、東京に行って、この三重県で働いている。やっぱり働いてみて初めてよさが、住んでみてわかる、これが新たな基準になってくるというふうに思います。そういう意味で、私、三重県は本当の意味で可能性を秘めた県であるというふうに思っています。

例えば、今、ちょっとあと残りを数えながら申し上げたいのが、4年間、政治をさせてもらってしまして、知事も含めてなんですが、こんなのもちょっと持ってきたんですけど、（政策集を示す）時間もかげんもないので、これはもう、ごみ箱とは言いませんが、会派の今の人が余り言うなということなので言いません、これは。

ただ、一つだけ、私も任期中は最後の一般質問になると思いますので、ここに1通の陳情書があるんですね。これは関係者の人にはお見せしたんですが、平成12年2月なんですね。これをせいという意味ではなくて、思いはこうなんですということを伝えたいのでここに持ってきたんですが、これは県に対して宛てた陳情書であります。平成12年ですから、野呂知事の前の北川知事の後半の部分のときに、石垣副知事、御存じですかね。漁業就業者専門育成施設の設立要請についてというタイトルなんです。

これは何を言いたいかといっていると、前段があるんですが、以上のことから、本県水産業を担う漁業後継者などの育成のために、近代設備を装備した漁業就業者専門養成校などの教育施設を県立の施設として東紀州地区へ設立していただきたいと陳情申し上げますと書いてあるんですね。

これは、時代とともに変わってくると思うんですが、こんなのです。（現物を示す）当時は外湾漁協という話が起ころ前なので熊野灘漁業組合連合会というのがあって、具体的に申し上げますと西さんという会長以下、各組合、尾鷲、熊野の組合長が皆さん印鑑を押していらっしゃるんです。連判しているわけですね、ぜひ後継者をつくってほしいと、漁業に関する。

ただ漁師をとるというだけではなくて、近代的な設備で近代的な世界に目を開けるような職業訓練校をぜひつくってほしいという意味だと思います。それは、高等教育機関、つまり高校ではなくて高校を卒業した後だと思うん

ですね。

こんなのがついこの間です、14年前ですから。こんな陳情書もほこりを払ってもう一回出す、これが地方創生だと私は思います。知恵はこういうところに入っているんだと思うんですね。宝箱を探すようにぜひあげていただきたい。特に三重県の課題、特に南部をこんな課題で取り組んでいただきたい。

それから、もう1点、これ、ぜひ申し上げたいことは、我々、上杉鷹山という鷹山会派の名前をいただいておりますが、実は三重県は紀州藩、南部は紀州藩であります。田丸まで、あるいは松阪あたりまでが紀州藩の領地だった時代があるわけです。およそ二百七、八十年前の話であります。

暴れん坊將軍で有名な吉宗が紀州藩の藩主で、その後將軍になられるわけですが、そのときに増税をやるわけです、一つは。それから、もう一つは、殖産興業、つまり産業を興そうとしているわけですね。これが300年近く前になるわけですが、吉宗の前に道路をとにかくつくろうということで交通のための道路をつくりかけた、もちろん吉宗でも一里塚とかつくるわけですが、その時代のものが、世界遺産登録になった熊野古道でとして残っているわけですね。

つまり、300年近く前につくった道が今、残っているということになるわけですが、そのときに吉宗が藩の命令であることをしたんです、紀伊半島の南部に。何か御存じの方、いらっしゃるかもわかりませんが、実は朝鮮ニンジンを植えなさいという藩御用達の畑をつくったんですね。政府から、小石川養生所というところがあるんですが、あれとリンクしているわけです。漢方薬をつくらうとしたんですね。実はそれで何カ所かつくっているんですが、筆頭は今で言う紀北町紀伊長島区東長島、二郷村と当時はいっていましたが、二郷村に少しの面積ですがニンジンを植えたといういきさつが町史には残っているわけです。海山にも尾鷲にも少しずつあります。残念ながら熊野にはないんですが、そんな形で時の將軍が地元に入ってきて、ここで何か、やっぱり非常に貧しい国民を、所得を上げようということで努力をした、たかだ

か300年前の話ですね。

私は今でも同じことが言えるんだと思うんです。自然を活用した、あるいは医療という部分で、漢方薬の先進の事例がひょっとしたらできるかもしれない。そういうのは無限に、ひょっとすると、かかわってくるとあるかもしれない。ただ、江戸時代の薬園につきましては、50年間やられたそうです。最後、献上して払い下げを地元の人にしたようでありますが、つまり、できが余りよくなかったということになるわけですが、そういうチャレンジ精神はぜひこの地域にかけ続けるということが大事だというふうに思います。

最後に申し上げたいのは温故知新という言葉でございます。新しいものばかり目をやっている以上にやっぱり古いもの、やっぱりちゃんと理解をして、温めて、新しいものに挑戦をしていく、これがあるべき姿。最後申し上げますが、さっきの3番目の判断基準、何をするか、職業、誰とするか、3番目にどこでやるか、そのどこでやるかの条件の選ばれる側の条件として、リーダーがどういう人か、どういう人が住んでいるか、どういう人が政治にかかわっているかということも判断基準の大きな役割なんだそうです。

答弁いただく時間はなくなりましたが、そういう意味では、そういう思いを持ってぜひ2期目挑戦していただいて、具体的な宣言というかビジョンを持って取り組んでいただければありがたいというふうに思います。

本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（永田正巳） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開

議

○副議長（奥野英介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（奥野英介） 県政に対する質問を継続します。10番 中西 勇議員。
〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） それでは、皆さんこんにちは。松阪市選出の中西勇でございます。よろしくお願いします。

このたび、所属しておりましたみんなの党が本日28日付で解党ということになりました。だから、三重県議会の会派を、みんなの党会派から新たに会派名を新しい翼でスタートをさせていただきます。今後ともよろしくお願いします。

それでは、早速質問に入らせていただきますが、議長のお許しをいただき、一般質問、30分ということですのでよろしくお願いします。

今日は、シャツは松阪木綿じゃないですけど、ネクタイは松阪木綿ですね。ちょっと松阪木綿らしい柄ではないですが、おとといですかね、買ってきました。よろしくお願いします。

それでは、発言通告に従いまして、今日は3点質問させていただきます。ちょっと欲張りで少し速くなる場所が出てくるかと思いますが、よろしくお願いします。

まず、1点目の質問で、鈴木県政を振り返ってということで、先週21日に鈴木知事から知事2期目の挑戦ということで出馬の決断をされました。そして、所信表明をされたわけですが、率直に聞いておましてよかったなと思っております。そして、この3年半余りを振り返って、特別失政もなく三重県内をしっかりと歩かれてみえます。ちょっと気になるのは、松阪市には少し少なかったのかなということを思っておりますけれども、とにかくしっかりと三重県知事として外目に仕事をされているなど、そのように感じております。

詳細は触れませんが、ちょっと大きく、三つ挑戦という部分がありました。一つ、正念場への挑戦、二つ、人口減少の歯どめと、人口減少下でも豊

かで活力あるふるさとづくりへの挑戦、三つ目、道半ばの課題解決への挑戦ということで、すごくわかるんですけども、少し気になるのが、財政面の部分が触れておりませんので、少し確認も含めてしたいと思うんです。（現物を示す）4年前につくられた、今日また、2回目出ますけど、このマニフェスト、このマニフェストの中を見ていて、いろんな部分がありますが、1カ月ぐらい前に知事のほうで答弁された、どれぐらいできているかというような質問もあって、70か75%ぐらいというようなことを言うてみえましたが、私は数字的なことがありますので、50%ぐらいかなと、そんなふうになり判断をしております。

そういう中で、少し財政面のところでいつもよく議論を何回かさせてもらったことがあるんですけども、県債残高の抑制の件で、確かに臨時財政対策債は含まずということで、それはもうよくわかるんですけども、三重県の経営方針という部分で、いつも知事は会社組織のような形でやっていくんだというような形を言ってみえます。

そういう中で、やはり大事なところは累積赤字をどうしていくのかというところを少し触れてみたいと思うんですが、平成22年から23年は552億円の赤字が上積みされています。その次、平成23年から24年、783億円の赤字の増加ということですね。それから、平成24年から25年、これが885億円ということで、赤字がまたプラスされているんですね。毎年のように赤字が増えていっているということです。

今、債務残高、赤字の今までの残高というのが、昨日ですかね、三重県財政の本をいただいたんですけども、先日いただいたのと少し数字が変わっております。これを見ると、1兆751億円にもなっております。こういった部分は、参考資料の財務4表の中の貸借対照表からの数字ですけども、固定資産の部分が時価評価でないということ、そういう部分は違うと思いますけれども、ただ、ほかの部分の数字は、僕は正しいと思うんですね。

そういう部分を踏まえて、この会計の部分をしっかり見直してほしい。総務省からの話もあると思いますけれども、そういう部分で基準会計

にきちんとしていただくと、もっとこの部分は、状況は悪い状況が出るように思うんですね。そういった部分を踏まえて、これは私の感覚で話をさせていただいておりますけれども、この部分について、私の意見はそういうことですけれども、知事としてこの部分をどういうふうに、今後4年間に向けてこの財政改革をしていくかを一遍お聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました、県債残高の抑制と、今後、財政健全化に向けての取組ということでございます。

知事就任後、平成24年4月に策定しましたみえ県民力ビジョン・行動計画において、臨時財政対策債等を除いた県債残高を県民指標とし、平成26年度末の県債残高を平成23年度末の8190億円よりも減少させることを目指して、持続可能な財政運営の確立に取り組んできたところです。

平成26年9月補正後時点での県債残高見込みは平成26年度末で8101億円となり、目標値を下回っております。今後、国で検討される補正予算への対応も含め、目標達成に向け必要な調整を行ってまいります。

一方、臨時財政対策債等も含めた県債残高は、平成26年度末で1兆3687億円となる見込みとなっております。

臨時財政対策債については、実質的な地方交付税として、標準的な行政サービスの提供に必要な最低限の財源保障であることを考慮し、国において算出される発行可能額どおりに起債してきたところです。

しかしながら、地方財政の健全化に向けては、地方一般財源総額の確保のみならず、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善が図られていくことが重要であると考えております。このため、国への提言・提案において、臨時財政対策債の縮減など、地方財政の質の改善を推進するため、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しについて提言を行ってまいりました。

今後とも、厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源を柔軟に無駄なく配分できるよう、徹底した事業の見直し、選択と集中を図ることで、真に必要な

事業には的確に対応しつつも、将来世代に負担を先送りしないよう、引き続き県債発行の抑制に努め、持続可能な財政運営の確立に取り組んでまいります。

今、御指摘がありましたような会計での見方という部分については、今回の衆議院議員選挙の様々な党における公約の中にも多く盛り込まれているところですので、この選挙後の状況を見ていかなければならないと思いますが、より県民の皆さんにわかりやすく、また、実態に近い形で財政運営ができるような会計のあり方というものもしっかり研究していきたいと思っております。今、三重県行財政改革取組というのをやって、その中には財政運営の改革というのがあるわけですが、これを、平成27年度末までですけれども、それを検証と成果、課題を踏まえて次の後継の部分についてどうするかというのを考えたいと思っておりますし、その中で、臨時財政対策債とか、県債全体のあり方とか、あるいは歳出をどう削減していくのか、予算プロセスの見直しもやってきましたので、そういうことの効果がどう出ているのかとかも含めて、次の行財政改革取組を策定していく中で具体的な事業については考えていくというようなことで検討していきたいと思っております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番(中西 勇) 答えていただいたんですけど、私の質問の仕方がちょっと悪かったかなと思うんですが、私も会社をやっていたので、最終的にやっぱり見るのは、今、最後のお金、ここ、どうなっている、最後、幾ら残っているんやというところがやっぱり一番見るところなので、その部分のところを少し言ってほしかったなと思いますが、しっかりやっていただくということで当たり前の話なので、県債残高とかそういったことを全部、会計の中に入れていった最終どうなるんやという話をしたかったわけです。頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、時間がありませんので、次の2点目の質問に入らせていただきます。

見通しを持った林業・木材業経営の推進についてということで、11月1日

に松阪市にバイオマス発電所ができました。その発電所に入れる木材は未利用木材を燃やして発電をするということなんですけれども、当然、この施設ができたことによって、林業界というか、林業振興に向けてすごく起爆剤になるのかなど、そんなふうには思っております。

そういう中で、少しパネルを持ってきましたので見ていただきたいのですが（パネルを示す）これが20年ぐらいたった、間伐も何もしていないところの山の状況です。（パネルを示す）続いて、間伐をして約30年たっている林の状況、空が見えてきています。こういう状況です。（パネルを示す）先ほど、東議員のほうでも話がありましたけど、主伐、皆伐という意味で、これは、全部切っている、皆伐、全部しているという山の状況を見ていただいています。（パネルを示す）これは、皆伐が行われて、全く植林も何もされていない、約3年たっておりますけど、こういう状態の山です。（パネルを示す）最後に、間伐もしっかりして光も入り、下の小さい古木、人工林と自然林が混交してきれいに育っている山の状況です。

先ほど5枚見ていただきましたが、この中で一番最初に出ささせていただいた山であれば、山が死んでいる状況がわかると、そういうふうにするんですね。こういう状況を打破していくことが必要で、いろんな政策をつくりながら今まで進めていただいたんですけども、なかなか進んでいない状況だと思うんですね。

そういう中で、最近、国内では木材の需要が少し増えてきております。平成25年度の素材需要量は2602万9000立米ということで、なぜこうやって増えたかという消費税の関係の駆け込み需要があったということも含めて、137万3000立米ぐらい、5.6%ぐらい増えてきているわけですね。

こういう中で、三重県においても県産材の生産量の拡大は重要な課題であって、目標達成に向けて努力を重ねているところであります。そういう中で、木材の生産を拡大していくために、造林や伐採などの作業を行う森林組合など林業事業者が年間を通じて事業を確保して経営を安定させ、労働者の確保や機械の導入などの設備投資も計画的に行えるような環境整備が必要だ

と思っております。

ところが、実際その見通しを持った経営に必要な情報が不足しているのが現状なのです。この部分、少し着目させていただいて、岐阜県や長野県の少し事例を見させていただくと、公的機関の連携を実施して、全国初の取組ということで、これ、少し小さいんですが、（パネルを示す）中身はもうほとんど見えないんですが、国有林、私有林を含めて、木を植えるための土壌から植林を含めて、間伐を含めて、計画がしっかりなされているという状況なんです。

こういう状況があって、これを各事業所に向けて、形式を含めて、造林やこういういろんな作業を一通り一覧表にしてファクスやメールで送れるような、そういう仕組みをつくってみえるわけですね。そういう仕組みをつくっていく中で、今まではそれぞれの機関がばらばらの状態でやっていたと、そういう部分を少しでもうまくいくようにということで、一つのこういう書類をつくってやっているということなんです。

それと、続いてこれ、（パネルを示す）大分県の例なんですけれども、大分県では統一した書式をつくらうということで、これはルー尔的なことを少しあらわした部分なんですけれども、（パネルを示す）その書類を今までの伐採やそういう届出にプラスして、ここの、ちょっと見にくいですけど、詳細の部分を今のようにエクセル関係でこのようにつくっているんです。

（パネルを示す）これ、下、ずっと表があるんですけど、1枚におさまらなかったんで少しまとめてありますけれども、どういうことかという、今までの届出は仕事が終わってからもオーケーですし、事前でも事後でもオーケーなんです。その中の一部にもう一つ、統一したそれぞれの作業に応じたものをつくっていると。これをつくることによって、やはりこれからのいろんな伐採計画やそういった部分がきちんとわかり、その作業をやられる方、事業所関係がすごく理解しやすいということなんです。生産計画を立てて、目安がはっきりわかってくると、そういうところなんです。

こういう部分を見ていただいて、少し提案なんですけど、この三重県にお

いてもこういう需要や価格の安定を図るために、伐採届を、当然、当たり前なんですけど木材生産量の見通しや公表、情報提供を行っていただきたいというのが要望的に思うんですね。

それから、こういう同一の様式をつくること、導入することは考えられるのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思うんですね。

その2点、少し教えていただけませんか。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） ただいまの木材生産、計画的に進める取組について、2点お尋ねがありました。

森林整備とか木材生産を行う林業事業者にとっては、計画的な人材の確保、育成や積極的な設備投資を進めていく上で、年間を通じて安定的な事業量を確保していくということが課題の一つとなっております。また、一方で、製材工場など木材を利用する側にとっては、必要な木材が安定的に供給されることが重要でして、こうした需給調整を円滑に行うための木材生産量などの情報が不足しているという課題もあります。

こうした課題を解決するため、今、御紹介いただきました長野県や岐阜県では、国や県などの公的な機関が発注を予定している森林整備や木材生産の年間事業量を四半期単位で公表する制度を今年度から開始したというふうに私どもは聞いております。

また、大分県でも森林法に基づく伐採届等の情報を一元化する様式を定めまして、その情報を伐採が行われる前に収集しまして、木材生産量の見込みを月単位で公表する制度というふうなものも出したということで聞いております。

本県におきましては、県の発注する治山事業による森林整備の事業量というのは、森林整備の中でも一部ですけれども、公共事業実施予定箇所公表制度の中では公表しているところです。ただ、国等の発注する森林整備の事業等については、情報の一元化とか木材生産量の見込みを公表するというようなことにはなっておりませんので、県としましては、森林法に基づく森林

経営計画の作成、これを推進しながら計画に基づいた効率的な森林施業を促進するということをしたいと思っています。

ただいま御紹介いただきました長野県や大分県の御提案ですけれども、今年度からの取組ということですのでその効果等も少し研究させていただきたいなというふうに思っておりますし、一方で、県内のやはり使う側といいますか、林業事業体のほうにもそういう要望等もお聞きしたいなというふうに思っています。

様式についてどうかというお尋ねもありましたが、その点については、この実施の方向に合わせて、様式については検討させていただきたいというふうに思っております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） ありがとうございます。

何が言いたいかという、県でいい事業をやっていたら、やっぱりそれをまねれるところはしっかりまねていただいたら、僕、いいと思うんですね。いろんな環境、地域によって違いは当然ありますので、そういった部分で必要な、こういうところはいいなというところを盗んでいただいたらいいかなと、そんなことで、少し提案も含めて話をさせていただきました。

それでは、余り時間がないので三つ目の質問をさせていただきます。

地域に根差した高校の活性化についてということで、初めて教育の質問をさせていただくんですが、三重県の高校の形について、少し提案を含めて話をさせていただきます。

生徒数とか今どういう状況かという細かい数字を言わせていただくと時間的にちょっとありませんので、何が言いたいかという、どこもかも現状は生徒数が減ってきているわけですね。それで、高校の教育改革とか再編整備とかいろんな取組をされてみえます。

当然、全国的にそういう課題がいっぱいあるということは御存じのとおりなんですけれども、こういう中で地域的な特徴のある学校、教育関係をつくってはどうかということなんですけれども、今、三重県にも特徴のある高

校はたくさんございます。例えば、私の地域に近いところであれば相可高校なんかもそうです。

そういった部分もそうなんですけれども、ただ、全国的にちょっと調べてみると、県内からの生徒という意味じゃなくて、全国公募をして生徒を集めている高校がたくさん出てきております。ちょっと調べると島根県が1番多いんですね。10校あるんです、全国公募をやっておる高校ということで。それとか、特殊な学科がつくられているところがございます。

例えば、これは中高一貫という高校もたくさんあるんですけれども、茨城県の大子清流高校、森林科学科という科があります。それとか、これは三重県でも水産関係がありますからそう特殊ではないですけど、新潟県の海洋高校には海洋科学科というところがあり、両方とも全国公募をされてみえるんですね。そういった部分。それから、石川県の七尾東雲高校、演劇科というのがありまして、そこも全国公募をされているようです。この近くで言うと、滋賀県の信楽にある信楽高校ですかね。そこは、信楽なので、陶器の関係の特殊な科をつくり生徒を入れているということ。それから、島根県の隠岐島前高校、この話は皆さんも聞かれたことがあると思うんですが、当然、島ですから人数は少なくなっているということで、本土から留学というような形をとって生徒さんを入れているということなんですね。

何が言いたいかという、今までの高校というのはどちらかという範囲を決めて、そんなに遠いところへ行ったりということではなくていたと思うんですけど、どんどんいい高校へ行くようになり、反対に、中間山地だとか人口の少ないところにある高校がどんどん生徒数が減っている。そういう部分で、できればその地域それぞれで、先ほど東議員のほうも言われていたのとよく似ているんですけれども、地域に根差した高校を、しっかりそういうふうの特徴をつくっていただいて、最近、専攻課程というか、専攻科というか、高校3年間を卒業した後また2年、専門的にやるというようなことも出てきております。そういう部分で地域に根差した高校というところと、支えられる、反対に住民の方たちと本当に協働して、高校がうまく育つというの

はおかしいかわからんですけど、一緒に学んでいけるような、反対に、例えば飯南高校なんかでやられているのが、地域の大工さんを講師のように、雇っているかどうか、ちょっと詳しくわからないんですけど、そういう教える場をつくられて、地域の方とつながりを持ってやっている、卒業したら地域で就職できるような活動もやってみえるということなんですね。そういった部分をしっかりやっていただきたいなど。

質問的に言うと、こういう部分を、小規模の地元の市町や住民とともに協議会を立ち上げて、地域に必要な人材像を定めて、そのための教育内容や学校運営を支えていく仕組みができた地域を導入して、一つの事例をつくっていただきたいなど、そういうふうに思うんですね。今までやっていないかということを行っているわけではなくて、もっと進んでほしいなど、もう一つ踏み込んで入ってほしいなど、そんなふうに思っておりますので、そういう部分で教育長のほうでどういうふうにお考えか一度お聞きしたいので、よろしくをお願いします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 地域に根差した高校の活性化について御答弁申し上げます。

本県ではこれまで、県立高等学校の専門学科について、地域の要望や産業、就業構造の変化、さらには少子化などを踏まえて設置や改編を進めてまいりました。

また、生徒の学習ニーズが一層多様化する中、地域の協力を得ながら学習を深化させるなどして高等学校の活性化に取り組んでいるところでございます。

御案内のように、相可高校の食物調理科では、地元自治体や産業界と連携しながら高度な学習を進めるとともに、まごの店を運営し、地域活性化の観点からも大きな成果を上げているところでございます。また、桑名工業高等学校では、地域の商工会議所などと連携したデュアルシステムにより、実践的な学びを推進し、窯業など地場産業を支える人材の育成も取り組んでいる

ところでございます。

このように地域から信頼される高校を見ますと、県教育委員会といたしましても、地域と高等学校が連携することにより、学習の深化にとどまらず、高校生が地域のよさを実感し、地域産業や地域社会の担い手や、ひいては地域活性化にもつながることは大変重要なことと認識しているところでございます。

一方、少子化の進む地域の高等学校活性化協議会におきましては、県立高等学校には、様々な進路希望を持った生徒へ対応した、多様な学びを保障してほしいという意見も一方でございます。

そのような中、今後とも専門学科の設置や活性化については、産業構造など時代の変化を見きわめるとともに、議員から提案がありました全国から公募をしてはどうかという点につきましては、地域住民の理解、あるいは地元自治体の協力、あるいは県外から来る生徒のケア、さらにはその特色を持った教育課程をいかに作り上げていくかということを今後検討していく必要があるかと思えます。

いずれにいたしましても、生徒の学習ニーズや地域住民の意見を踏まえて、当該の高等学校とともに的確に対応してまいりたいと思えます。

以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 御答弁ありがとうございます。

先ほど言われていたように全国公募ができるかどうかというのはあるかと思うんですけども、三重県も本当に南北に長くて、東紀州地域にも高校があるわけですし、反対に、松阪市でも飯南高校のように市内中心部から1時間余りかかるところもあるわけですし、地域でいろんな差があったり生徒数の減少があったりということがありますので、いろんな考え方をしながら進めていただきたいなど、そんなふうに思っておりますので、一つの事例で成功している事例かなど、そのように思っておりますので、よろしく願います。

それと、1点、教育長に要望というかお願いなんですけれども、今、小・中学校の土曜日授業というのが進んできていると思うんですね。

そういう中で、各市町で第3土曜日にします、第4土曜日にしますと、こう何かばらばらに決まってきたということなんですけど、できたら、小学生、中学生になると、クラブをやったりとかスポーツクラブへ行ったりとか、また、違う部分で同じ日に集まってというサークル活動とかいろいろあると思うんですけど、休みがばらばらになったり授業がばらばらになったりという部分でうまくいかないの、ひとつ何か統一していただけるようなことができればお願いしたいなということで、松阪市から要望も市議会議員から聞いておりますので、少し考えていただきたいというふうに思います。答弁はよろしいです。そのように思っておりますのでよろしくをお願いします。

時間が来ておりますので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 13番 長田隆尚議員。

〔13番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○13番（長田隆尚） 亀山市選挙区選出、現在、新政みえの長田隆尚でございます。補欠選挙で当選させていただきましたかげんで今6年目ということになりました。その間に約数十回、いろんな報告会をさせていただきましたが、その中で地域の方からいろんな意見を賜り、そのことを中心に本日は質問をさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、最初ですけれども、災害に強い地域づくりについてを質問させていただきますと思ひます。

今、三重県は、みえ県民力ビジョンの緊急課題解決プロジェクトの1番目に命を守る緊急減災プロジェクトを掲げ、防災、減災に向けた取組を推進しています。そんな中で、本年3月には三重県新地震・津波対策行動計画を策定し、現在は、三重風水害等対策アクションプログラム、（冊子を示す）これになります、を引き継ぐ新たな計画である三重県新風水害対策行動計画（仮称）の策定に向けた作業を進めているところです。この計画では、紀伊

半島大水害で得られた教訓や災害対策基本法の改正内容などを踏まえて、新たなタイムラインの考え方を生かした防災対策について導入を検討するとともに、今、課題となっている市町の避難勧告等発出の判断に関する県の支援のあり方についても検討されるとのことです。

このタイムラインとは、台風や豪雨に伴う被害を最小限に控えるため、自治体などが事前に自治体や住民の動きをあらかじめ定めておくというもので、予報をもとに、3日前、1日前などの各段階ですべきことを明確にし、後手に回るのを防ぐのが狙いで、アメリカでハリケーンの被害軽減策として始まったもので、2012年のハリケーン・サンディ上陸時には、アメリカのニュージャージー州がその36時間前に住民に避難勧告を発令し、多くの建物に全半壊の被害が出る中、人的被害を最小限にとどめたことから、日本でも注目され始めてまいりました。

このタイムラインには、河川事務所用、自治体用、住民用などがあり、気象情報や河川状況に応じて職員や住民の行動内容を記し、時間ごとに役割を明確にしていくものですが、今後、どのような観点に着目し、活用していくのでしょうか。

一方、交通機関につきましては、本年10月の台風19号で、風雨が規制値を超えた場合、乗客が車内に閉じ込められるのを避けるという観点から、西日本旅客鉄道は10月12日の段階で、10月13日の京阪神区間を走る在来線の列車運行を、14時から段階的に本数を減らした上で、16時までで運行を打ち切りとし、以後は普通列車全ての運行を取りやめることを決定し、初めて事前に運休告知を行いました。このほか、四国旅客鉄道の瀬戸大橋線を含む管内全線、東海旅客鉄道の在来線、近畿日本鉄道の愛知県・三重県地域の全線、名古屋鉄道の一部など、台風の襲来期間に応じて運休をする処置を行いました。

しかし、幹線道路については、通行どめについては、雨量とかの基準があると思いますが、国土交通省、NEXCO中日本、三重県、市町等道路管理者が別々に判断を下しています。

そこで、まず、このような交通機関の取組も含めて、タイムラインの活用

についてどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

また、その一方で、本年8月の台風11号では、内閣府が本年4月に、空振りを恐れず、早目の避難勧告をとという方針を出したこともあり、三重県内でも避難勧告等が多数出されました。大雨特別警報は、8月9日の午後5時20分に津市、松阪市をはじめ21市町で、午後6時1分に桑名市をはじめ6市町で、午後7時42分に木曾岬町と川越町の2町で発表され、三重県下全域での発表となり、避難勧告については、津市、四日市市、鈴鹿市、松阪市、亀山市、伊賀市、朝日町、大台町、紀宝町の9市町で発令され、三重県では県民の約3分の1に当たる約57万人に避難指示が出されました。

しかしながら、実際の避難者は、出た6市町で3700人にとどまっています。対象者が膨れ上がったのは四日市市と鈴鹿市が市内全域に避難指示を出したため、市側は命を守る行動をとってもらうためと説明していますが、市民からは避難指示の意味が軽くなるとの疑問の声も出ています。

内閣府のガイドラインでは、避難指示などの判断基準には、土砂災害警戒情報の有無など一定の指標があるが、最終的には市町村の判断とされ、津市のように川沿いなどを、対象地域を限定して避難指示を出した市町もあったとのことです。

そこで、今、課題となっているこの市町の避難勧告等発出の判断に関する県の支援のあり方についてもあわせてお伺いしたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） それでは、タイムラインの考え方と市町の避難勧告等発出の判断に関する県の支援ということで、2点御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、タイムラインですけれども、風水害は、発生から発災までの時間、いわゆるリードタイムとありますが、これのあるなしに着目して、台風などのように発災までに時間的余裕のある風水害と、局地的大雨や竜巻など、発災までに時間的余裕のない風水害、この二つに大別することができます。

時間的余裕のない風水害への対応につきましては、公助にも一定の限界が

ありますので、どうしても住民による自助、共助の力に多くを頼らなければなりません。しかしながら、時間的余裕のある風水害に対しましては、行政はその時間を生かすことができますので、必然的に公助の果たす役割が大きくなると言えます。

時間的余裕のある風水害、例えば台風ですけれども、これまでももちろん、行政は事前の準備行動はとってきました。しかしながら、近年は台風も大型化し、ますます勢いを増す中であって、これまでと違って事前の準備が相当緻密でないと、その後の対応が非常に困難なものになるというふうに予想されております。

このような観点から、現在見直しを進めております三重県地域防災計画の風水害等対策編や、おっしゃっていただいた策定中の三重県新風水害対策行動計画、これはまだ仮称ですけれども、この中では、時間的余裕のある風水害に対して公助の機能を十分に発揮できるよう、タイムラインの考え方を取り入れていくこととしております。

具体的には、平成29年度までに、三重県版タイムライン（仮称）、今はそう呼んでいますけれども、三重県版タイムラインを策定したいと考えております。この三重県版タイムラインは、県災害対策本部の活動を中心に、県の各部署がいつ何をするか、こういった事前行動を時系列で整理しておくものでありまして、例えば、気象庁から台風情報が発表されたときに、このタイムラインに従って、災害対策本部機能の確保とか、災害時要援護者の避難誘導体制の確立など、項目の一つ一つをチェックしながら事前準備を漏れなく行っておこうと、そういうものでございます。

こうして、まずは、市町をはじめ関係機関とも協議しながらですけれども、県自らが取り組む事前行動をきちんと定めていきたいと考えております。そして、次のステップとして、市町や防災関係機関への水平展開を図っていく、タイムラインを広げていくんですけれども、それを目指していきたいと思っております。その際には、交通事業者、道路管理者とも情報交換を行いながら、関係機関と連携して取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、市町の避難勧告等発出の判断への支援でございますけれども、本年8月の台風第11号への対応につきましては、市町、消防本部など関係機関の協力を得て検証を行いました。そして、明らかとなった課題への対応策を、県が取り組む事項、市町が取り組む事項、国へ要望を行う事項、この三つに分けて整理しました。これらの結果につきましては、3日前の11月25日に開催したんですけれども、三重県市町等防災対策会議の中で改めて市町と確認の上、情報共有を行いました。

その中で、避難勧告等の発令の判断につきましては、避難勧告・指示の発令基準が整備済みの市町であっても、やはりそのタイミングとか対象地区の設定とか、運用面には課題があるというのが明らかになりましたし、また、発令基準について現在検討中の市町からは、今後も県のほうと、私どもと情報共有を図って検討を進めていきたいという御意見も賜っております。

県としましては、内閣府が今年度策定しました避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン、これを、発令基準に係る県の基本的な考え方、当然ではございますが、として、市町に対し、基準の整備や再点検を促してまいります。

なお、特別警報への対応ですけれども、これは、ガイドラインの考え方を超えて、私どもとして、それに加えて、今回の教訓をもとに、特別警報が想定する気象状況と異なっているがために避難勧告等が発令されていない地区におきましては、その特別警報を浸水予想地域や土砂災害警戒区域等における避難準備情報の発令の目安とすべきであるという、県独自の考え方等についても市町等にお示したところでございます。

今後は、今回のこの検証を踏まえまして、市町の避難勧告等の発令基準が的確に運用されますように、毎年、出水期に入る6月までに、必ず三重県市町等防災対策会議を開催することとしまして、その中で先進事例の紹介なんかも行いながら、今回の25日の会議でも福井市の事例紹介も行ったわけですが、そういったこともしながら情報共有を図っていきたいというふうに考えております。また、避難勧告等の発令基準の点検につきましても、今

後、避難勧告の発令を要した災害対応の後にはこの三重県市町等防災対策会議を開催するなどして、マニュアル等に定めた発令基準が避難勧告等の判断に生かされたかどうか、そうした確認とか運用上の検証を行いながら、市町がその後も引き続き見直し等が行えるように支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） それでは、避難勧告は住民の身に危険が及ぶのを防ぐために重要な情報であることには間違いございませんので、県としても適切に発出できるような精度を高めていただくということを進めていただくと同時に、それを市町と一緒に共有していただいて、ぜひとも減災のほうにつなげていただきたいなというふうに思います。

一方、この表を見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）この表は、三重県と津地方気象台が共同で発表した、当時台風のときの土砂災害警戒情報の発表の状況になっています。8月9日午前8時20分に津市中西部が第1号の対象地域に指定され、8月10日午後1時10分に、津市東部、津市中西部、松阪市東部、亀山市が解除されるまで、合計11回発表されています。

（パネルを示す）一方、こちらの表は指定河川洪水予報の発表状況になります。揖斐川下流、鈴鹿川及び鈴鹿川派川、雲出川及び雲出古川、櫛田川、宮川、熊野川下流、名張川、木津川上流でおのおの数回発表されております。

そして、これらの情報は、テレビのデジタル放送等で発表されるとともに、三重県の場合は防災みえ.jpにおいてインターネットとメールで防災情報として配信されております。しかしながら、テレビからの情報は比較的簡単に誰でも入手できますが、防災みえ.jpについては、まず、そもそもそれを知らないという方がたくさんみえて、情報が届きにくいというような問題もあります。

三重県全域の20歳以上の県民5000人を対象として、平成25年度に実施された防災に関する県民意識調査によりますと、有効回答率が62.3%の中で、防

災みえ.jpについてメール配信を登録している人の割合は13.1%、知っているがメール配信を登録していないが25.5%、以前にメール配信を登録していたが脱会したが0.5%、そもそも知らないが56%に上っています。

県防災情報メール配信サービスの登録者数につきましては、みえ県民力ビジョンの施策111、防災・減災対策の推進の活動指標に掲げられており、平成27年度末までの登録目標は5万人と記されています。三重風水害等対策アクションプログラムに掲げた登録者数目標の3万人からは大きく増やしていますけれども、防災に関する情報を周知するにはまだまだ不十分であると思います。この点については今後どのように計画していくのでしょうか。

また、今年の台風11号のときにおきましては、帰宅難民の問題も発生いたしました。（パネルを示す）この表は、台風11号時における亀山市の避難の状況をあらわしたものです。亀山市の場合、13時20分の椋川流域への避難準備情報の発令を皮切りに、18時20分に全指定避難所を開設し、最終的には20カ所の避難所等が設けられ、10日午前6時現在で198名の方が避難されていたこととなります。そして、その中には、JR線の運転見合わせに加え、新名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢自動車道、名阪国道、そして、国道1号、国道25号をはじめ、国道6路線、県道3路線、市道13路線、林道4路線が通行どめになったこともあって、111名に及ぶ市外の方が帰宅困難者として7カ所の避難所に避難されていました。この図の中の括弧書きでしてあるのがそれになります。これは6時の時点での検査ですが、198名中111名が市外の方であったというのが今回の状況です。

その方のお話を伺いますと、そもそも道路が通行どめになって迂回路を探そうとしたのだが土地勘がなく、車中の道路情報も確認できなかったため、110番通報で道路の状況を確認したということでした。そして、大半の幹線道路が通行どめという情報を得たため帰宅を断念し、避難所に行こうと思ったのですが、今度は高速道路等の道の中で自分のいる場所がわからない、そして、近くの避難場所がわからないということで、再び110番通報で避難所について問い合わせ、その結果、亀山警察署の電話番号が教えられ、亀山警

察署に避難所を確認し、到着したという方がたくさんおみえでした。

ちなみに、この台風11号が接近していた8月9日午前0時から8月11日午前9時までの110番通報は、三重県下全域で約850件、そのうち、台風関連の通報や問い合わせが約300件、そして、避難所の問い合わせなどで亀山警察署を案内した件数は約20件あったとのことでした。

今は、カーナビが掲載されている自動車もあり、電話番号等で場所検索ができますが、ふなれな土地ということ、そして、そこにたどり着く途中の道路の通行どめということもあり、非常に苦労して避難所にたどり着いたとのこと。そして、もう1点困ったことは、夜間ということもあり、その避難所の入り口や駐車場もわかりにくく、避難所の案内看板につきましても、全く土地カンのない者からはもっとわかりやすくしてほしいとの要望も聞かれました。

先ほどのタイムラインの考え方も関連しますが、幹線道路の通行どめについては、雨量とかの基準があると思いますが、国土交通省、NEXCO中日本、三重県、市町が別々に判断を下すのではなく、連携してとめていくことも検討すべきではないかというふうに考えます。

この帰宅困難者には、県内在住の方もみえますが、県外にお住まいの方もあり、県外にお住まいの方は当然、防災みえ.jpのメール配信サービスは御存じない方が大半であると思われます。エリアメールにつきましては携帯電話から入手することができますが、エリアメールでは避難情報等しか発信されませんので、県外の方にとっては災害情報について全くわからないということになります。

今までの三重風水害等対策アクションプログラムではそのような帰宅困難者のことについて検討はされていなかったと思いますが、新たな計画である三重県新風水害対策行動計画（仮称）ではどのようにしていくのか、防災みえ.jpのメール配信サービスの登録者をどう拡大していくのかも含めてお伺いしたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 帰宅困難者への対応と防災みえ. j p の配信サービス登録をどうやって増やすかという2点について御答弁をさせていただきます。

まず、災害時の帰宅支援対策でございますけれども、これにつきましては帰宅支援ステーションの協定締結を推進しておりまして、これまでに、三重県石油商業組合や三重県生活衛生同業組合連合会、関西広域連合の連携県として、コンビニエンスストア等の事業者等と協定を締結しております。

協定内容としましては、協定締結先の各店舗等を帰宅支援ステーションとして、徒歩帰宅者等に対し、飲料水、トイレ、情報提供、これらをお願いするものでございます。また、これら協定事業者の各店舗、約6600店舗ございますけれども、ここには、帰宅支援ステーションであることを示すステッカーを貼るなど、協定事業者を通じて周知を図っております。

この帰宅支援ステーションはもちろん、県内外問わず誰でも利用できますので、県外からの帰宅困難者対策としても、今後も推進していきたいと考えておりまして、現在策定中の三重県新風水害対策行動計画におきましても、行動項目の一つとして取り上げていくことにしております。

しかしながら、土地カンのない人にとってはこれらの対策では十分ではないというふうにも考えておりまして、インターネットを活用した情報発信についても検討していくことにしております。具体的には、今後、県内市町との調整を行った上ですが、防災みえ. j p ホームページで避難所等の情報を公開していくほか、ヤフーやグーグルとの協定を活用して、これらを地図上に表示するよう検討してまいります。また、避難者情報等を広く一般に公開、いわゆるオープンデータ化、これを行うことによりまして、民間事業者によるスマートフォンアプリの開発や利用、これを促すなどして、帰宅困難者がより効果的な情報を入手できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、県民の防災みえ. j p メール配信サービスへの登録をどうやって増やすかという問題でございますけれども、メール配信サービスの登録者数は、

東日本大震災の翌年度には、約2万7000人から9000人増の約3万6000人と大幅に増加したものの、その後の増加数は、平成24年度には約2500人増、平成25年度には約1700人の増加にとどまっております。

登録者の皆さんの動向を調べてみますと、防災啓発イベントでPRした後とか、大雨、台風の接近時とか、ここでは登録が増加します。一方、深夜、早朝に震度1や2の小さい地震があつて、それがメールで入ってくる、そうした後とか、台風が去った後、そのときには極端にそれが減少してしまうと、そういうことがわかりました。

このため、メール配信サービスを紹介したリーフレットを作成して、防災啓発イベント会場等でのPRを強化しますとともに、メール配信サービスへの登録がわかりやすくなるように、防災みえ.jpのトップページのほうにメール配信サービスの登録案内を掲載する等の登録促進に取り組みました。このたびの三重県民手帳でもPRしております。

また、震度1、2でなくて震度3以上の場合のみの情報を選択できるとか、そういうようなシステムの見直しを行いまして、欲しい情報を登録者の方が選択できるというようにすることで、登録をやめる人、登録解除者を減らすように努めてまいりました。

その結果、今年度の上半期時点では約2400人増と、昨年度上半期の増加数の2倍以上の方に登録をしていただいている状況となっております。

今後も、メール配信サービスのPRに努めてまいりますとともに、引き続き利用者の皆さんのニーズを捉えて、それを踏まえた配信サービスができますよう工夫を凝らし、登録者数の増加に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 答弁ありがとうございます。

（現物を示す）これが平成25年度の防災に関する県民意識調査の結果の概要というものです。先ほども御答弁いただきましたが、先ほども申し上げま

したように、0.5%の方が登録をしていたが脱会したということです。今、その理由についても考えていただいて、脱会しないようにということでございますので、ぜひともそちらにつきましても脱会されないような形での運用がされることを要望しておきたいと思います。

また、今年の4月からは尾鷲市でエリアワンセグ放送というのが開始されたというふうに聞いています。ワンセグについては、ワンセグ機能を持つ携帯電話やカーナビでチャンネルを合わせれば視聴が可能とのことですので、三重県につきましてもその辺について、三重県で導入するのか市町を支援するのかは別として、検討いただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この項はこれで終わらせていただいて、次に、河川管理についての質問に移りたいと思います。

三重県では昨年度から、河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去について、箇所選定段階で市町と情報共有を行い、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに選定した、今後数年間の実施候補箇所や当該年度実施箇所等を、市町と共有する河川堆積土砂撤去の箇所選定の仕組みを松阪建設事務所等で試行的に開始し、本年は全ての建設事務所で開催しています。当面、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有し、撤去等必要箇所の優先度について検討し、土砂を撤去していくというもので、それを図に示したのがこれになります。

(パネルを示す) 箇所の選定に当たりましては、まず、河道閉塞率や後背地に人家があるか、過去に氾濫実績があるかなどによって治水安全度のレベルを判断し、その後、河川環境や利水への影響と撤去する土砂の処分方法などを照らして撤去の実現性のレベルを決定し、それをおおの縦軸と横軸にとることによって優先度のレベルを決定するということです。この図の左の真ん中の赤いところが、一番優先度が高いということになります。

そして、事業方法や撤去手法の実施方法の区分につきましては関係市町の意見を踏まえ決定し、優先度のレベルと実施方法区分に基づき、堆積土砂の

撤去が必要な箇所ごとに評価し、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所について、関係市町の意見を踏まえ選定を行います。

これをイメージであらわしたのがこの左下のイメージと書いてあるところになりますけれども、河川ごとに河川堆積土砂撤去計画書を作成し、そして、選定した実施箇所や実施候補箇所については、豪雨時の影響により堆積状況が容易に変化することから毎年これを見直していくという形になります。この左下のイメージのところではちょうど色が、済んだところが黒で、そして、今年実施する箇所が赤というふうに書いてありますが、県管理河川につきましては、これが全ての県管理河川の中で色づけがされていく、そして、済んだところについてはまた黒になる、黒になるんだけれども、また新たに大雨等が降った場合にはその中で色づけが変わるかわからないというようなりサイクルの中でやっていくというふうにお聞きしております。

しかし、これは非常によいシステムなんですけれども、一部課題もあります。堆積土砂撤去につきましては、水系全体を管理する国、県、市町等全ての組織が連携して実施していくことが必要となるわけですが、今のは、国、市町管理の箇所についてはこの色分けが行われるかどうかの保証がないということです。県として県の部分だけをやっていただいているということです。

そこで、この点につきまして、今後どのように連携していくのか、例えば、市町等に河川堆積土砂撤去の箇所選定の仕組みのノウハウ等を提供するなどして、堆積土砂撤去の仕組みの考え方を水系全体に広げていく考えはあるのかについてお伺いしたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 河川堆積土砂撤去における、国、県、市町との連携、これについて答弁させていただきます。

河川堆積土砂の撤去を進めるに当たり、下流部に国管理区間があり、国との連携が密接に必要な場合には、個別に実施箇所や実施時期について調整を行っているところです。その上で、先ほど御紹介いただきました、県と当該市町で構成する河川堆積土砂撤去推進調整会議、こういうような会議におい

て、先ほど御紹介いただきました箇所選定の仕組みを活用して優先度を検討し、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を選定しているところでございます。

この箇所選定の仕組みについては、昨年度、3建設事務所で試行の上、本年度から全建設事務所において実施しているところです。現在、その効果や課題の整理を行っているところであり、今後、さらなる仕組みの活用方法について検討してまいりたいと考えております。また、市町から仕組みの活用要望がございましたら、議員御指摘のノウハウの提供も含め積極的に支援してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、河川堆積土砂の撤去を進めるに当たりましては、今後も国、市町との協議、調整を密に行うとともに、さらなる連携についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） それでは、ぜひとも上流から下流まで水系全体で効率的に効果的に堆積土砂が撤去され、水系全体として河川管理がされるような形で進められることを要望しておきたいと思います。

一方、三重県では本年より、災害に強い森林づくりを推進するためのみえ森と緑の県民税というのが導入されました。県としては土砂や流木を出さない森林づくりを中心に行うこととなり、流木や土砂の流出による災害発生のおそれのある崩壊土砂流出危険地区の溪流沿いの森林を対象に、県が流木災害等を抑制するため、溪流内の危険木の除去、流木や土砂の流下を緩衝する溪流沿いの森林整備、倒木や土砂の溪流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進める災害緩衝林整備事業と、危険地区流域内の森林において、豪雨時に流下して下流に被害を与えるおそれのある治山施設等に異常堆積した流木や土砂等について除去を行うという土砂・流木緊急除去事業というのがございます。

この図がイメージしたものになります。（パネルを示す）先ほど説明したのが、これ全体がみえ森と緑の県民税でありますけれども、左側に書いてあ

るのは災害緩衝林整備事業ということで、今、私が説明申し上げた土砂・流木緊急除去事業といいますのはこれの右側に書いてあるところです。この図を見ていただきましてもわかりますように、河川の中に異常に堆積した流木や土砂を除去していくというのがこのみえ森と緑の県民税の二つ目の目的になっておるといことでございます。

ちなみに、ここに書いてあります崩壊土砂流出危険地区とは、地形、地質、森林の状況から見て、山腹崩落等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区をあらわしたもので、土地利用等に制限を加えるものではありません。

(パネルを示す) この図は、その亀山市における崩壊土砂流出危険地区を示したものです。この青い部分がそこに相当しますが、ここで、先ほど申し上げた災害緩衝林整備事業と土砂・流木緊急除去事業が行われていくこととなります。

先ほど、県土整備部長に河川管理者の連携についてお伺いしましたが、今度は、河川堆積土砂の撤去に関連して、みえ森と緑の県民税を活用した堆積土砂の撤去などを行う土砂・流木緊急除去事業に関して、水系全体の連携についてはどう考えていくのか、県のお考えをお伺いしたいと思います。

[橋爪彰男農林水産部長登壇]

○農林水産部長(橋爪彰男) 今年度から行っております土砂・流木緊急除去事業と水系との関係についてというお尋ねでございました。

土砂・流木緊急除去事業は、近年頻発しております豪雨等の異常気象の状況を踏まえまして、崩壊土砂流出危険地区の流域内の森林において、豪雨時に流下して下流に被害を与えるおそれのある治山施設等に異常堆積した土砂や流木等を除去するものです。事業の実施に当たりましては、事前に市町からの要望を踏まえるとともに、当該河川の土砂の堆積状況であるとか人家等への影響度合いなど、事業としての緊急度等を判断した上で施工箇所を決定しております。

事業を実施する崩壊土砂流出危険地区の流域というのは、水系全体の中で

も上流域に位置しておりまして、流出するおそれのある土砂等を除去することは、水系全体の保全に重要な役割を果たすというふうに考えております。事業の実施に当たりましては、現在は、地元市町、また、その施工区域に係る河川管理者との協議を行っておりますけれども、下流の河川管理者とどのように連携、調整していくことが有効か、今後検討していきたいというふうに思っております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 先ほど、亀山市における崩壊土砂流出危険地区の図を示させていただきました。今、農林水産部長からの答弁にもありましたように、これは林を守るためといいますか、当然ながら山間部のほうが中心となってきました。それで、県民からしますと、この崩壊土砂流出危険地区と、広島での土砂災害のようなレッドゾーン、イエローゾーンとの違いがなかなか明確にわからずに、その辺の違いはどうなんだろうというような質問も受けさせていただきます。これはみえ森と緑の県民税ですから、山を守るという意味の中で進めていただくのはいいわけですが、ぜひともその辺の連携もとりながら進めていっていただければなというふうに思います。

河川と申し上げますと当然ながら、長期的な河川整備の最終目標である河川整備基本方針と、その河川整備基本方針に沿って定める中期的な、具体的な整備の内容である河川整備計画に基づいて、上流から下流まで整備されることが望ましいわけですが、非常に時間がかかることから、このような緊急的な対処も進めながら河川が全体として整備されることを要望しておきたいと思います。三重県におきましても、県土整備部、そして森林の御担当の方、あるいは、国、県、市町と連携しながら全体の中でやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に、3番目の獣害対策についてお伺いしたいと思います。

本年、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成等を目的とする鳥獣保護法が改正されました。主たる改正の内容は、まず、題名、目的等の改正がございまして、その数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大

している鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置づけるため、法の題名を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える、これに伴い、鳥獣の保護及び管理の定義を規定するというものでありまして、保護とは、その生息数を適正な水準に増加させ、もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させること、または、その生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することという意味合いで、管理とは、その生息数を適正な水準に減少させ、または、その生息地を適正な範囲に縮小させることとするというふうになっています。

施策体系を整理しますと、都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する鳥獣保護事業計画を鳥獣保護管理事業計画に改め、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画として位置づけるというものです。

そして、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設ということで、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣、指定管理鳥獣といいますが、それにつきましては、都道府県または国が捕獲等をする事業、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができることとするということです。

そして、新たに認定鳥獣捕獲等事業者制度というのが導入されます。これは、鳥獣の捕獲等をする事業の実施者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとするということと、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可をするということで、都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとするということ、そして、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げることが中心でございまして、県が捕獲等で実施する事業が可能になるということになってまいります。

これによって、今まで市町が中心であった野生獣の捕獲について、市町と

のすみ分けがどうなっていくのか、県事業の内容についてはどうなっていくのかについてお伺いをしたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 鳥獣保護法改正に伴って県ができることになりました指定管理鳥獣捕獲等事業についてということでお答えしたいと思います。

これまで県では、野生鳥獣による農林水産業の被害軽減に向けて、市町と連携しまして、被害対策、生息管理、獣肉等の利活用を3本の柱として総合的な対策に取り組んできたところです。この中で、生息管理の一環である野生鳥獣の捕獲活動におきましては、市町が主体となって実施している有害鳥獣捕獲活動等を、県の補助金であるとか国の交付金を活用して支援してきたところです。

今回の法の改正によりまして、生息数が著しく増加した野生鳥獣につきまして、その生息数を適正な水準に減少させることなどを目的として、県による今の事業というのが新しく創設されたということになっておりますが、県による捕獲事業の実施場所についてですが、現在のところ、有害鳥獣等の捕獲が既に行われている場所以外で優先的に実施するという、こういうような方向性が国から示されているだけでございます。このため、現在、国や県や市町、それぞれの役割を明確にさせていただくよう、国に対して要望しているところでございまして、今後、国から新たな方向性等が示されれば、それらを踏まえまして、市町、また、関係団体とも連携協議しながら役割分担を明確にしていくということでございますが、例えばですが、現在考えておりますのは、複数の市町にわたるため捕獲が進まない地域は県が分担するというようなことなど、より効果的な県事業の実施につなげていくような必要があるかというふうに思っております。

県としましては、県による捕獲事業と、市町が鳥獣被害防止特別措置法に基づき実施している有害鳥獣捕獲や、各地域での狩猟による捕獲とを適切に組み合わせていくことによりまして、増え過ぎたニホンジカ等の生息数の減

少に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 検討中のところが多いということでございますけれども、今回の鳥獣保護法の改正は、保護が中心であったものに管理という観点が加わったというのが大きな特徴かなというふうに思っています。農林水産物への被害がなかなか減少しない中で、最近では、鹿と車が衝突をするということであったり、猿によって子どもたちが威嚇されたりするというような現象もたくさん増えてきています。ぜひとも県と市町が連携して獣害対策が行われるようにしていただくとともに、先ほど農林水産部長のほうからお話のありました市町をまたがるようなところでの対策につきましても、そこが盲点となるが多々ございますので、連携してやっていただければなというふうに思います。

それでは、この項は終わらせていただきまして、次に、通学路の交通安全対策についてお伺いしたいと思います。

平成24年に全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁が連携して通学路の緊急合同点検というものがなされました。当時、文部科学省から通学路の交通安全の確保の徹底についてという文科省通知が発出され、教育委員会を主体として緊急合同点検が行われ、必要な対策内容について協議され、対策がなされました。そして、現在、引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、通学路交通安全プログラムが市町で策定されております。

この通学路交通安全プログラムは、市町に、教育委員会、道路管理者、警察署等の関係機関をメンバーとした通学路安全推進会議を設置し、通学路安全確保のための合同点検の実施、対策の検討、そして、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善、充実というPDCAサイクルを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていくというものになります。

この合同点検には、小学校ごとに、学校、PTA、自治会、道路管理者、警察、教育委員会が実施する合同点検と、重点課題を設定して実施する通学

路安全推進会議自体による合同点検があり、合同点検によって明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置等のハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、対策が必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討するとともに、その行った対策について、児童・生徒、地域住民、保護者に聞き取りを行ったり、車両等の通行調査を行ったりして対策効果の把握を行い、対策の改善、充実に図っていくというプログラムであるというふうに聞いております。

一方、三重県の教育委員会には、通学路安全対策アドバイザーというのが設置されています。この通学路安全対策アドバイザーは、平成25年度に文部科学省が通学路安全推進事業として、通学路の安全を確保するため、特に対策が必要な市町村に対して、専門的な見地からの必要な指導、助言のもと、学校、教育委員会、関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行い、各地の取組の成果を全国的に周知し、通学路の安全対策に関する情報の共有を図るために設けられた制度で、警察官OBや交通安全の専門家など、道路整備や警察行政など、交通安全の確保に関する専門的な知見がある有識者等が委嘱されていますが、この通学路安全対策アドバイザーは、通学路交通安全プログラムにどのように関与していくのでしょうか。

また、教育委員会とは関係ないんですが、本年、警察本部の中でチャイルドガーディアンみえ推進事業という事業が始まっています。この事業は、犯罪被害から子どもを守ることを目的とし、学校をはじめ、関係機関、団体と警察の連携を強化しながら統一的な活動を促すチャイルドガーディアンが中心となって、地域地域、あるいは地区地区の各機関、団体の活動を一体化し、組織力を結集の上、不審者情報の集約、周知、見守り活動や合同パトロールの実施、地域安全マップの作成等の諸対策を展開し、地域が主体となった子どもを守るための活動をより広域的に確立させ、子どもが犯罪被害に遭わない社会の実現を目指すというもので、この図がそれをイメージしたのになります。（パネルを示す）いろんなところに、自主防災団体であったり、警察であったり、学校があり、それを、この、チャイルドガーディアンみえと

書いてありますが、チャイルドガーディアンが歯車の役となってまとめていくという制度であるということです。

通学路安全対策アドバイザーは交通安全の観点から、先ほど説明させていただきましたチャイルドガーディアンは防犯の観点から、子どもたちに対応していきます。同じような制度にスクールガードという制度もございますが、こちらは、どちらかといえば登下校時に、広く交通安全と防犯の二つの面からかかわっております。

亀山警察署では、チャイルドガーディアン連絡会議に、自主防犯団体、地区防犯協会、少年指導員等防犯関連団体に加えて交通安全協会も加わっておりますが、このように統合した組織にし、子ども目線で防犯と交通安全の両方を担っていくような組織にすることはできないのでしょうか。

先ほどの点と合わせて2点、あわせて御質問したいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 通学路の交通安全対策に関しまして、プログラム策定、あるいはアドバイザーについてお答え申し上げます。

本県におきましては、通学路交通安全プログラムの策定を一層推進するために、本年9月9日、県土整備部、県警察本部及び県教育委員会の三者合同による、各市町の道路担当者及び教育委員会担当者を対象とした通学路交通安全プログラムの策定に向けた説明会を実施いたしました。その結果、9月1日現在、策定済みが2市町、今年度中の策定予定が7市町、未定が20市町であったものが、10月末日現在では全ての市町が今年度中に策定すると把握しているところでございます。

今後とも関係部局と連絡を図り、未策定の27市町を対象に引き続き、プログラム策定に向けた助言等を適切に行ってまいります。

通学路安全対策アドバイザーは専門的な見地から、通学路における危険箇所に対し、外側線、外側の線を引くことや、通学路の変更など、具体的、効果的な提案を行うとともに、関係機関と協働した危険要素の改善活動を行っております。これらの活動を市町へ紹介するなど、その有用性についての周

知を図り、一層の活用を図ることで、安全対策の支援に努めてまいります。

なお、通学路安全対策アドバイザーとスクールガードの統合につきましては、両者とも子どもたちの安全にかかわる活動を行っており、今後、通学路の安全を確保するため、情報共有や協働に向けた話し合いの場を設けることなどを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） 先ほどスクールガードと通学路安全対策アドバイザーの統合のことはお聞きしました。通学路交通安全プログラムというのは市町が中心になっておりまして、先ほどの通学路安全対策アドバイザーのほうは県のほうのということになります。その県の担当者が市町の中にいろんな助言をしていただくということなんですけれども、その中に一緒に絡まって連携をやっていたり、各その組織の中で行動したり、そういうようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（山口千代己） 通学路安全対策アドバイザー、人員は非常に限られておりますけれども、事前に市町のほうから申し入れがいただければ積極的に活用していただけるように配慮してまいりたいと思います。

以上です。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） たしかチャイルドガーディアンにつきましては、当初の予算要求に対してちょっと予算が減って人員が減ったかなと思いますが、それでも十数名の方がみえると思います。今、通学路安全対策アドバイザーのほうは2名ということですが、これは全部国費ですか。県単でやられておるわけですか。

○教育長（山口千代己） 全部国費でございます。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） そうしましたらぜひとも、国費もいいんですけど、県単でもできるような形の中で進めていただいて、とにかく県と全体の通学路交

通安全プログラムのほうが一体となって行動できるようにしていただくほうがいいかなというふうに思っています。

どうもこの通学路交通安全プログラムを見ていますと、やることはやるんですが、その中心となる方がどの方が非常に明確じゃないかなというイメージがあります。チャイルドガーディアンの方は、先ほど申し上げたように、（パネルを示す）ここに歯車として回すということになっています。こちらでも県警の予算の中でいつまであるかわかりませんが、こういう形の中で中心となってやっていただく方がおるということについては非常に好ましいことですし、このような中心となってみえる方が年度をわたって一つのことを担当していただく、そうすると、いろんな形の中で出てくる団体の方も単年度の方がみえますので、そこに対するロスをなくしていくということも可能となってまいると思いますので、ぜひとも国費だけに頼らずに、県単の中でもできればそのような形の中で増やしていただいて、市町のプログラムの中に県のアドバイザーが入っていただいて、交通安全対策がますます進むような形で進めていただきますことを一言要望しておきたいと思いません。

それと、ちょうど新聞記事がございました。今日たまたまチャイルドガーディアンのことを質問の中にちょっと入れたんですが、今日の新聞の中に加太地区でスクールガーディアンが通学路を巡回したというような記事が載っていました。（資料を示す）目的は、チャイルドガーディアン、防犯ですが、やはり通学路と書いてもらうと、地域から見ると、どっちかという、通学路も通学路、防犯も防犯だけれども交通安全もかなという観点もありますので、どちらにしろ、そういうような形の中で、どちらの組織にあっても結構ですので、子どもたち目線の中でそのような活動ができる組織の拡充をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、最後に、最後の項目のリニアについてお伺いしたいと思います。

こちらのほうは知事にお伺いします。

鈴木知事は去る11月21日、来春の知事選についての所信を述べられました。

その中で、この3年半は県民が、今日よりも明日がよくなるようにとの思いや、努力が報われるんだと、本来持っている自信や希望を取り戻すきっかけをつかめた時期であったのではないかと思います、このような県民の皆様の気持ちを一過性のものに終わらせてはなりません、直近の経済情勢も予断を許さない状態です、今後、ますます時代の変化も激しくなるでしょう、そのためには、この大きなチャンスの時期が過ぎた来年以降、県全体の取組の真価が問われ、ここから数年間がまさに正念場となります、この時期のかじ取りを間違えば、これまでの県民の皆様の力の結集が水泡に帰すかもしれません、また、私たちの世代は、人口減少下においてでも、この愛するふるさと三重県が豊かで活力を持ち続けるための地域づくり、というこれまでに経験したことがない取組に挑戦しなければなりませんというふうに述べていただきました。

そんな中、たまたま昨日、JR東海は、2027年に開業を予定しているリニア中央新幹線東京ー名古屋間の着工を12月17日にするというような発表をなさいました。国への要望の中で、リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京ー大阪間の全線同時開業が必要であり、ルートについては東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすることが重要であると示されていますが、具体的に次の4年間でどう進めていくのか。また、京都に行きますと、地下鉄の駅等を含めて、本当に京都への誘致PRポスターもたくさんあり、至るところに掲載されていますが、三重県では今のところタクシーのステッカーが中心かなというような感じになっています。三重県でも京都に負けないようなインパクトのあるPRポスター等を作成していただくとともに掲載していただき、県民に見える形でのリニア中央新幹線の運動を展開していただきたいと思いますが、リニア中央新幹線に向けた知事の今後の4年間の思いをお伝えしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） リニア中央新幹線全線同時開業に向けた今後の取組でございます。

先ほど議員からありましたように、12月17日に東京―名古屋間が着工されるという状況でありますから、全線同時開業を目指していくには今が非常に重要な時期と考えております。そのため、今月も国への提言・提案を実施いたしまして、全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すことというのを重点項目の一つとして強く要望したところであります。太田国土交通大臣からは、三重、奈良、大阪と関西の気持ちはよくわかっているというお言葉もいただいております。

これまで様々PRなども行ってまいりましたけれども、三重・奈良ルートというのをより知っていただくというようなことで、霞ヶ関駅での看板の設置とかポスターやのぼりによる東京などのそういう関係者への普及啓発というのが中心でありましたので、今、議員から御指摘がありましたような、県民もわかるようなPR、効果的な宣伝というものについては今後さらに検討していきたいと思っております。

今後についてでありますけれども、今年の7月に、大阪府や大阪市、関西の政財界が結集したリニア中央新幹線全線同時開業推進協議会が設立されて、本県も参加する中、総会においては現行の整備計画に基づく全線同時開業の実現が決議されました。これは、三重・奈良ルートによる全線同時開業を目指す我々にとって非常に心強いことであります。

そこで、今後は、先ほどの同時開業に向けた具体策を示せと言うだけではなくて、奈良県とともに、実現するための具体策、例えば、今、工事している中だと、土砂の扱いについて非常に苦労しているというようなことがありますので、それを自治体も絡めてどういうふうに対応していくのかとか、それによって同時開業に向けた取組を加速させるというような、共同のアイデアの提案とか、あるいは、先ほど申し上げた大阪府、大阪市も一つの枠組みの中に入ってきつつありますので、そういう実現に向けた取組をさらに拡大していくというようなことで、全線同時開業や三重・奈良ルートの早期実現、駅位置の早期公表に向けて一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

〔13番 長田隆尚議員登壇〕

○13番（長田隆尚） どうもありがとうございました。

先ほど申し上げた国への提言・提案、（現物を示す）その中の16番目に、リニア中央新幹線のルート概念図とか、三重県と奈良県で合同にPRしているところの写真も載っています。たしか、東京の地下鉄の霞ヶ関駅でしたか、その近くでこれがあるということですが、京都に行きますと、京都の地下鉄、至るところにあります。今日、そして、たまたま私、これを持っておるんですが、（クリアフォルダを示す）これはリニア中央新幹線というので、奈良県と奈良の期成同盟会がPRするためにつくったものです。こんなものでも何でもいいと思うんですけども、とにかく県民の中で本当にリニアって来るのと言う人もいまだにある中で、いよいよリニアの着工が決定いたしましたもので、ぜひとも、リニアという新幹線はできるんだよということと、何としても三重県に通過させるんだよ、そして、三重県の駅を実現するんだよという形の中でのPRを今後4年間とも進めていただきますことを一言祈念申し上げまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

服部富男議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。36番 中森博文議員。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） 議長のお許しをいただきましたので、あとしばらくおつき合いのほど、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。自民みらい会派の名張市選出の中森博文でございます。さきの服部富男議員の地震防災対策についての関連、それと、あわせて、現在は新政みえですけれども、長田議員にも関連して質問させていただきたいと思います。

長く続きました公共投資の減少であったり削減であったり、そして、民間投資の低迷が続いておりまして、特にダンピングなどの異常な価格競争になっております。その上で、若い人の建設業界への就労の減少、そして、技

術者の高齢化が大きな問題となっております。一方、東日本大震災の復興の本格稼働であったり、国土強靱化計画であったり、インフラの老朽化対策であったり、さらには東京オリンピックの誘致などなど、建設需要のアベノミクス回復が言われております。今現在、建設業界では、人手不足と建設資材価格の高騰が深刻な問題となっております。

こうした中、本年6月に、インフラ等の品質確保とその担い手の確保を実現するために、公共工事の品質法、建設業法、入札契約適正化法、そして、耐震改修促進法、建築基準法、建築士法など、次々と建築関連法案が改正されたわけであります。この詳細についての質問は次回させていただくとして、今回は、先ほど服部議員が質問されました避難所の耐震化について関連して質問させていただきます。

南海トラフの震災、防災のための取組に関しましては、いろいろと改正されました関係法律が三重県でどのように運用されていくのか気になるところであります。また、地方分権が進みまして、県と市町の役割分担などなど、いろんな相違が若干あるわけでございまして、公共事業そのものの入札の契約方法であったり、防災・減災対策のための施策に若干不整合が生じたり、その辺が、地域間格差が生じるということをご心配しているところでございまして、昨年の一般質問でもさせていただきましたけれども、建築物の耐震改修促進に関する法律が改正されまして、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化や、防災拠点となります庁舎、病院、避難所などの耐震化につきましましては、耐震改修促進計画で位置づけていただきまして推進されることとなっております。

地震発生時において、避難や復旧、復興のためには、県と市町が連携していただいて、避難所の耐震化はもとよりですけれども、避難所までの緊急輸送道路等の通行を確保することが重要な課題であると考えます。また、沿道の建築物の倒壊によりまして通行に支障を来さないように、関係者がそれぞれ連携協力し合ひまして確保するというような取組が必要じゃないかなと、このように考えているところであります。

そこで、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震性の確保について、県と市町でどのように取り組まれているのか、御当局の御所見をお伺いします。

○**県土整備部長（土井英尚）** 緊急輸送道路等に沿った沿道建築物につきましては、平成19年3月に策定した三重県耐震改修促進計画に基づき、市町と連携して、まず、耐震診断が必要な建築物を特定するという調査を進めております。そして、今年度中にそれが完了する予定でございます。なお、調査の結果、耐震診断が必要となった建築物の所有者に対して、耐震化の啓発も順次行っているところでございます。この計画につきましては、建築物の耐震化を促進するための規制強化を行おうとした、議員御紹介の耐震改修促進法、これが改正されまして、その内容を踏まえて、平成28年度に改定を行うこととしておりまして、市町と十分その内容について協議とか連携を図りまして、見直しに取り組みたいと考えております。そして、その上で引き続き、市町と連携して耐震性の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○**36番（中森博文）** ありがとうございます。

そういうことで、市町と連携していただいて、本当に、避難所への通路確保、そして、また、輸送を容易にできるような、全体的な広い目で、また、懐の深い施策をこれから連携して講じていただきたいなど、このようにもお願いをしておきたいところであります。

それから、先週の22日に発生しました長野県北部の地震発災をテレビで見えていますと、非常に悲惨な状況が映っておられました。その中で、被災した建物を調査して、二次的な被害を防止するために、応急危険度判定士の活躍が報道されておりました。これらの判定は、本当に建築の専門家が個々の建築物を直接確認することによりまして、家主というか、その住まいの住人の方々の不安を解除するというんですか、被災者に安心感をもたらすというようなことで、非常に効果的かなというふうにも感じているところであります。

三重県におきましても、被災建築物の応急危険度判定士の状況、十分養成していただいておりますけれども、現状について御所見をお伺いします。

○**県土整備部長（土井英尚）** 応急危険度判定士というのは、三重県におきましては、平成25年度末で1565名の方に登録していただいているところでございます。ただ、この人数についてはまだ不足しているという認識のもとに、毎年新たに建築士になられた方や応急危険度判定士に未登録の建築士の方を対象に、三重県建築士会及び三重県建築士事務所協会と共同しまして研修会を開催するなど、応急危険度判定士のさらなる確保に努めているところでございます。また、登録をいただいている応急危険度判定士を対象に、先ほどの関係団体と連携しまして、判定模擬訓練とか、いざというときの連絡体制の確立のための連絡訓練、このようなことも行っているところでございます。今後とも関係団体の方の協力を得ながら、地震発生時の二次的な被害の防止に向け、迅速な初動体制を構築できるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○**36番（中森博文）** ありがとうございます。

備えあれば憂いなしということで、本当にそういうようなふだんの準備が必要ではないかなと、私も含めて、また研修をさせていただきたいなと、このように思っているところでございます。

そもそも、建築関係法の品確法の改正などのいろんな改正がされました。これはやはり、ふだん、建築業や、また、設計事務所業、そういうところが、平生から地域で経営が成り立っていくということがまず大前提ではないかなと、このように思うんです。そのため、いろんなダンピングを防止していただいて、新たな契約方法がこれから進められるというふうにも伺っております。特に、地域要件、施工実績など、必要に応じた競争参加の資格の設定のいろんな多様な方法、予定価格の事後公表により適切な競争性を高めたり、場合によったら、落札者の選定方法といたしましていろんな技術提案型交渉、そして、段階的な選択方式、さらには、災害時の緊急随意契約などなど、いろんな多様な契約方式が表明されております。さらには、数量積算契約や、コスト、フィー

の契約など、いろんなこういう契約もどんどん、どんどん出てきておりますので、やはり地域の建設業や建築事務所協会やいろんな関係団体が健全な経営ができるように、これからも契約方法のさらなる改善をお願い申し上げまして、私の関連質問を終了いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（奥野英介） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（奥野英介） お諮りいたします。明29日から12月1日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（奥野英介） 御異議なしと認め、明29日から12月1日までは休会とすることに決定いたしました。

12月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（奥野英介） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時42分散会